

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注: コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
2974 全般0326-1 p41仮設設備 沈殿槽※6. 変更区分に*1がついているが、6次設工認ではお いていなかった。 p33粉末再生設備 遠心分離機(洗浄)。変更区分に*1がついていないが、6 次設工認ではついていた。理由を説明すること。	設工認の申請単位の親機にあたる機器を撤去し、新設する場合に*1の注記を示してあり ます。この考え方で6次申請を作成していますので、今回もその考え方に合わせ、記載を適 正化致します。(沈殿槽の*1は削除。遠心分離機(洗浄)は*1を付与。)	○	別紙	別紙	p8
			別紙	別紙	p37
2975 全般0326-2 p38粉末再生設備 酸化炉、{436}酸化が温度高インターロックの記載がない。 仕様表{p525}には記載されている。	今回の補正にて追記致します。なお、{436}のインターロックを対象とした刈り取りはござい ません。	○	別紙	別紙	p43
2976 全般0326-3 p60 {716}地下ピット。6次設工認の整理と異なる。6次設工認では、地下集水 槽の一部ではなく、独立して、地下集水槽地下ピットとして、申請していた。	今回の補正にて6次申請と同じ整理に基づき、記載を適正化致します。	○	別紙	別紙	p67
2977 全般0326-4 p1456~1465気体廃棄設備(1)排気ファン(1)~(3)、p57の表に記載されていな い、P1478~気体廃棄設備(2)排気ファン(3)、気体廃棄設備(3)排気ファン、気 体廃棄設備(5)排気ファン、気体廃棄設備(6)排気ファンも同様。	今回の補正にて排気ファンの記載を追加致します。	○	別紙	別紙	p62
			別紙	別紙	p64
			別紙	別紙	p65
			変更の概要	別紙	p1165
2978 全般0326-5 p1644窒素供給設備仕様表。レシーバタンク内は加圧されているのか。加 圧されているのであれば、圧力を仕様表に記載する事。	レシーバタンクの最高使用圧力は□MPaです。この値を仕様表に記載します。 なお、タンク内には窒素ガスが流入しており通常運転圧は□MPaです。	○	仕様表	表り設-3	p1679
2979 全般0326-6 P1661表り設-10 保安検量器(分析)(分析2) 設置場所が、付属建物除染室・分析室の分析室となっているが、許可 (P85,P181)では作業室(2)となっている。確認のこと。	除染室・分析室作業室(2)の保安検量器は6次申請で申請しています。本申請の保安検量 器(分析D(分析2))は、付属建物除染室・分析室の分析室に設置するものです。	-	-	-	-
2980 臨界0326-1 p2785資料1建-1表、工場棟領域と第3核燃料倉庫(1)(2)の隔離方法 が、仕様表(p103)工場棟転換工場、p826付属建物第3核燃料倉庫)と記載が 異なる。整理して、記載を整合させること。	p2785資料1建-1表の記載の通り、工場棟領域と第3核燃料倉庫(1)領域は、臨界隔離壁 により隔離され、工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域は、臨界隔離壁及び隔離距離(開口 部)で隔離されます。参考としてP2785の表の各部分がどの回数で申請されたのか等の情 報を追記したものを合わせて送付申し上げます。  ここで、p103の工場棟転換工場は、4次の仕様表であることから記載を変更せずに「第3 核燃料倉庫(1)領域*1」と注記*1を追加し、p119に*1:臨界隔離壁で成立していることを確 認している。と第3核燃料倉庫(1)領域の臨界隔離壁により隔離されていることを記載しま した。 なお、工場棟領域と第3核燃料倉庫(2)領域は、隔離距離(開口部)で隔離していることを記 載しています。  また、p826の第3核燃料倉庫は7次の仕様表であることから、[4.2-建 1]により第3核燃料倉 庫の臨界隔離壁による隔離を明記し、[4.2-設 6]により第3核燃料倉庫(2)領域が工場棟と 隔離距離(開口部)で隔離されていることを明記しています。  なお、既認可からの変更の説明はp2901「添説建 1-1 表」、p2903「添説建 1-2表」に記載 しております。	-	-	-	-
			-	-	-
			-	-	-
2981 地盤0326-1 液受槽(p155)。液位高警報設備の制御部の耐震重要度分類について記載 されているが、当該設備に液位高警報設備はない。	当該の液位計は許可時点では設置する計画ではありませんでしたが、安全性向上のため 設工認段階において液位計を設置する方針としております。地震による損傷防止以外の 技術基準の項目に対しても、同様に申請しています。	-	-	-	-
2982 地盤0326-2 p1540ダストモニタ仕様表。[6.1-設6]耐震重要度分類について、具体的な記 載が無い。	当該部の下に、 [6.1-設6]警報設備の制御部は耐震重要度分類第2類に分類する。 [631]ダストモニタ※1 第2類 と記載しております。	-	-	-	-
2983 地盤0326-3 P2797 適合性説明書(地震による損傷の防止) [6.1-設1]耐震重要度分類について、事業許可安全機能一覧から変更して いる箇所、変更理由について説明のこと	耐震重要度分類について、事業許可安全機能一覧から変更している設備は、{795}ピットと {811}排水受槽のみです。 事業許可ではこれらの設備を耐震重要度第3類に分類していましたが、コンクリートのピット 部に関しては、集水槽を設置する建物の耐震重要度分類と合わせて、それぞれ第2類及び 第1類に分類しています。この考え方は6次申請における集水ピットと同様の考え方 です。集水槽部については、事業許可と同じ耐震重要度分類第3類です。	○	添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料3設	p2799
			-	-	-
2984 地盤0326-4 P2797 適合性説明書(地震による損傷の防止) [6.1-建1]、.....、資料3建 [6.1-建1]と同様の手法で耐震重要度分類を 行っている」とあるが、同様の手法とは何か。また液処理室回収ピット、測定 室回収ピットは、コンクリートピットと集水槽が同クラス(1類)、一方、ピット(2 類)、排水受槽(1類)の集水槽は3類としているが、ピットと集水槽の耐震重要 度分類の考え方を説明すること。	ピットも建物と同様に、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響 の相対的な程度に応じて耐震重要度を分類していることを「同様の手法」と記載してい ます。ピットの中には設置する構は事業許可の耐震重要度分類に合わせて設定してい ます。ピットに関しては、当該設備を設置する建物の耐震重要度分類と合わせています。第1 類の建物に設置している液処理室回収ピット、測定室回収ピット、排水受槽のピット部は 第1類に、第2類の建物に設置しているピットは第2類に分類しています。	-	-	-	-

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 一：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
2985	地震0326-5 添付説明書-設3_設備の耐震性に関する説明書 P3168_添設設3-3表(温度考慮をする設備) 焼却炉温度400℃は、部材をモデル化する壁面温度とあるが、計算結果(P3174)では、焼却炉は明らかに高剛性の設備として部材の評価結果は示されていない。焼却炉本体のモデル化、評価部位について説明のこと。	焼却炉温度400℃での材料物性(ヤング係数)を用いて、焼却炉の炉殻の剛性計算(固有値計算)を行っています。剛性計算の結果、焼却炉は高剛性であることが確認できたため、本体を剛体としてモデル化し、耐震評価は据付ボルトで代表するルールに則り、計算結果を示しています。	—	—	—	—
2986	地震0326-6 P3168_添設設3-1表(波及的破損を考慮する設備) 洗浄室クレーン(第3類)は1類の設備・機器の上部を通過するのではないかと(図イ配-1)。図中にクレーンの稼働範囲を示すとともに、波及的影響を考慮すべき設備については漏れがないか再確認を行うこと。	洗浄室クレーン(第3類)は搬送時に第1類の設備・機器の上部を通過しますが、クレーンの操作時間は限定的であり、図イ配-1に示すように非搬送時の所定位置で波及的影響を与える設備の抽出を行っています。当該の洗浄室クレーンは、第1類の設備・機器に波及的影響を与えない位置で停止するため、第1類の機器に対する波及的影響を考慮する必要はありません。	—	—	—	—
2987	地震0326-7 P3173添設設3-1-1表(シリンダ洗浄装置) 図(P1922,図イ設-1(1/4, 2/4)から、支持脚、アンカーボルトのみが評価対象となっているが、本体を支持するシャフト等、回転機構部分は強度上問題ないか、強度評価結果を示すこと。	本体を支持するシャフト部について評価結果は以下のとおりです。 ・部材 <input type="checkbox"/> ・取付ボルト <input type="checkbox"/> 申請書に記載の支持脚、アンカーボルトの検定比(支持脚 <input type="checkbox"/> 、アンカーボルト <input type="checkbox"/> )に比べ、検定比が小さいため、支持脚及びアンカーボルトを代表して申請書に記載しています。	—	—	—	—
2988	地震0326-8 P3173添設設3-1-2表(棚入コンベア) 追加部材である転倒防止及び転倒防止部(P1994,図へ設-23(1/2))の耐震強度について示すこと。	転倒防止部については、当該機器の耐震重要度分類第1類の地震力に等しい水平方向1G 荷重による弾性設計評価を行っており、地震力を含む外力に対し、転倒防止の機能を有しています。P3347に評価方針を、P1994に評価結果を踏まえた設計値と制限値を示しています。	—	—	—	—
2989	地震0326-9 P3174_添設設3-1-3表(気体排気設備(1)排気ファン) 地震加速度2.0G(第2類)の設定根拠について説明のこと。	当該設備は、耐震重要度分類第2類、上層階(最上階)に設置された設備となります。この場合の設計用水平震度は、建築設備耐震設計指針・施工指針より、以下のとおり計算できます。 設計用水平震度 $K1 = K0 \cdot K1 \cdot K2 \cdot Z \cdot DSS \cdot IS \cdot IK$ K0: 基礎震度0.4 K1: 2.5(耐震重要度分類第2類、上層階) K2: 2.0(防振支持上の設備) Z: 1.0(告示に定められた地域係数) DSS: 2/3 IS・IK: 1.5	—	—	—	—
2990	地震0326-10 P3177表1(据付ボルトの許容限界) HTB(高力ボルト)の許容限界値は、参照基準ではカッコ書き( <input type="checkbox"/> )となっている。当該仕様ボルトは現状、JIS規格から削除されているが、適用上問題ないことを説明すること。	JIS規格から削除されていますが、年1回のメーカー点検を実施しており、その際に打音試験により各部の健全性を確認しています。またメーカーより損傷事例は報告されておりませんので、使用上問題ないと考えています。	—	—	—	—
2991	地震0326-11 P225(図9)設-1無停電電源装置(仕様表P1638) 鋼製筐体は追加部材と上部フレームのみで接続されているのか、装置本体とフレームの接続、斜材による補強方法等について説明すること。又、評価を支持脚のみとし、接続ボルトが耐震評価の対象となっていない理由を説明すること。	追加部材は柱と梁による門型で、その背面には剛性を上げる鋼材、鋼製筐体の高さが低い部分にはその隙間を埋めるように斜材と鋼材枠がある構造となっています。この追加部材は、鋼製筐体を上方から囲むように設置して床にアンカー固定し、鋼製筐体の上部フレームに接続します。 機器本体の据付ボルトに比べ、取付ボルトのボルト径が大きい場合は、据付ボルト及び取付ボルトを評価するルールに則り、据付ボルト及び取付ボルトを評価しています。評価の結果、耐震評価の取付ボルトの検定比は、脚部の据付ボルトの検定比よりも小さいため、据付ボルトの評価結果を示しています。	—	—	—	—

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めて。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 —：回答のみ	申請書修正部分	ページ数
2992	地震0326-12 水素供給設備、溢水供給停止設備(手動、自動)の地震インターロックの高 震重要度分類の考え方について、インターロック系統(地震計、制御部、作動 端)及び機器、配管、弁等の地震時の機能も踏まえ説明すること。	<p>■水素供給設備 水素使用設備(凝結炉等)の炉内爆発を停止する目的から、地震計及び遮断弁は耐震1 類としています。一方、配管が破損した場合は、水素使用設備への水素供給が停止される だけであり、炉内爆発には至らないことから、耐震3類としています。 地震時のインターロックと漏水インターロックについて整理したものを参考に送付いたしま す。</p> <p>⑭13)水素ガス供給配管系統： 第3類(ただし、遮断弁を含む第1支持点までの範囲は配管の波及的影響の考え方(添付説 明書-設3-2-1)に基づき、第1類として設計) ⑭15)水素供給設備の地震Ⅱ： 第1類(地震計、制御部、作動端(遮断弁)いずれも第1類)</p> <p>■溢水供給停止設備 地震時の溢水対策(蒸気遮断弁除く)は、保守的に自動遮断機能が喪失した場合を考慮 しており、溢水評価においては、地震が起きてから遮断弁(手動)の手動閉止・停止までに 想定される溢水量を算出しています(p.2798参照)。このため、遮断弁(手動)の高震重要 度分類は第1類とし、自動弁及びポンプの閉止・停止インターロックは第3類としています。 なお、蒸気遮断弁は直ちに蒸気の供給停止が可能となることを前提とし、耐震重要度分類 を第1類としています。</p> <p>⑭17)溢水供給停止設備の地震Ⅱ： 第3類(地震計、制御部、作動端(蒸気を除く)遮断弁)いずれも第3類) ⑭20)溢水供給停止設備の地震Ⅱ： 第1類(地震計、制御部、作動端(蒸気遮断弁)いずれも第1類)</p>	—		—
2993	外部衝撃0326- 1 p3264添設設4-3-4表。表チ設-1エアスニッファのF3電巻評価結果の記載が ない。	エアスニッファは全体を配管系統とみなし、配管系統の耐震評価結果を以て、F3電巻につ いても問題無いことを確認しているため、F3電巻評価結果一覧には記載しておりません。	—		—
2994	外部衝撃0326- 2 p3262添設設4-3-1表、p3264添設設4-3-4表。モニタリングボスの電巻評価 については、対電巻壁のみ評価しているが、検出器は対電巻壁に閉まってい ない。検出器についての評価は必要ないのか。電巻以外の外部衝撃につ いても同様。	モニタリングボス全体の耐電巻性能を担保する耐電巻壁の評価結果を代表として記載し ておりましたが、ご指摘を踏まえ、記載を見直すこととします。	○	<p>仕様表 仕様表 仕様表 機器図 機器配置図 図リ配-6 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付説明書 添付説明書</p>	<p>表チ設-5 p1561 表チ設-5 p1562 別表チ設-5 p1571 図チ設-4(1/2) p2174 図リ配-6 p2211 資料5設 p2810 資料5設 p2811 資料5設 p2812 資料5設 p2813 資料5設 p2814 資料5設 p2816 資料5設 p2817 添付説明書-設4 p3281 添付説明書-設4 p3283</p>
2995	外部衝撃0326- 3 p1543モニタリングボス、[8.2-設2] (電源には避雷器を設置する)について は、他の設備・機器では、建築基準法による高さ20m以上に該当しないた り、避雷器の設置が不要と説明していたが、モニタリングボスにのみ避雷 器を設置する理由を説明すること。	他と同様、避雷器(避雷針など)を設置する機器には該当しませんが、屋外に設置する測 定機器であり、機器の保護のため、電源ラインからの雷サージの侵入を防止するよう避雷 器を設置するものです。	—		—
2996	外部衝撃0326- 4 p1883、1894図ト1-1.2排水貯留池。排水貯留池には、天井や蓋などは設置 されていないのか。ない場合、降水により水位が上昇し溢水するおそれはない のか。	排水貯留池には簡易的な日よけを設置しています。排水貯留池の水位上昇は設置してい る液位高警報設備で検知いたします。液位高を検知した場合、放射性濃度測定を行った 後、適切に海洋に放出するため、溢水するおそれはありません。	—		—
2997	外部衝撃0326- 5 p1311イオン交換塔。仕様表に[8.1-1]8(6 次)「工水供給配管のストレーナの 設置」があるが、工水を供給する系統が図面から読み取れない。	系統図(p2019 図ト系-液(2/2))を適切に修正いたします。	○	<p>系統図 廃液処理設備(3) 廃液処理設備(3)</p>	<p>図ト系-液(1/2/2) p1982 図ト設-液(1/3) p2005 図ト設-液(2/3) p2006</p>
2998	外部衝撃0326- 6 p1532エアスニッファ仕様表。[9-設3]F3電巻、工場棟成型工場と記載され ているが、工場棟成型工場の屋根は、F3電巻で損傷しないではないか。	成型工場の屋根はF3電巻で損傷します。ただし、1階はF3電巻の影響を受けないため、F3 電巻の評価対象外としています。一方、エアスニッファはp.2154図チ配-1(6/1)に示すとおり 工場棟成型工場3階にも設置されており、屋根損傷の影響を受けるため、F3電巻評価の対 象としています。	—		—
2999	外部衝撃0326- 7 除染設備(除・分室)の超音波洗浄機は(1)と(2)の2基あるが、仕様表(1357 頁)では、改造(耐電巻補強)は(2)なので、本文(68頁)の申請機器リストは 「変更なし・改造」ではないのか?	申請機器リストの変更区分では、変更の内容を示すことを意向しており、機器の順序に合 わせて記載要領ではありません。	—		—
3000	閉込0326-1 p149洗浄残渣沈殿槽、p151ろ過器、p153遠心分離機、p155受槽。「[10.1- 設28]漏えい拡大防止用の取(749)堰留水検知警報設備付き)を設置する」と 記載されているが、当該堰に閉まれているのではないのか。	p2051図ト設-液14に示している通り、当該堰は洗浄室の一部、廃液処理室、沈殿槽室に またがって設置しています。従って、ご指摘いただいた設備は堰に閉まれています。	—		—

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分	ページ数
3001 開込0326-2 p3321(1) 取(シリング洗浄装置)。「また、これら機器と設置空間を共有する耐震重要度分類第3 類機器に対して、この取を共用することにより、耐震重要度分類第3 類機器の単一故障による漏えい・圧入を防止する。」と説明されているが、この整理なら、3類機器の仕様表(p141スクラ、等)についても、「[10.1-設28]漏えい・圧入防止用の取…」を記載する必要はないのか。	耐震重要度分類3類機器からの漏えいは建屋に設置する取で受け止め、耐震重要度分類1類機器からの漏えいは専用取で受け止める設計としています。この専用取内に存在する耐震3類機器からの漏えいは副次的に専用取で受け止めることが可能となっている旨を適合説明書に記載しています。原則は3類機器は建屋に設置する取で受け止めることとなりますので、現状の設計番号の記載としています。	－	－	－
3002 開込0326-3 P1639への取漏れ水検知警報設備について、今回は警報設備の申請であり取の仕様の記載は不要ではないか。 記載の整理について説明すること	閉じ込め、溢水、警報設備の記載に、先行設計工事申請書の文章を引用して取りました。記載を見直し、取漏れ水検知警報設備に対する設計内容へ記載を見直し致します。	○	仕様表 仕様表 仕様表 添付説明書 添付説明書 添付説明書	表り設-2 表り設-2 表り設-2 添付説明書-設6 添付説明書-設6 添付説明書-設6 p1676 p1677 p1678 p3342 p3343 p3344
3003 火災0326-1 エアスニッフア(p1532)の内部には、ろ紙は設置されていないのか、その場合、[11.3-設17]「延焼防止のために、金属カバーで覆う。」には該当しないのか。	工場内雰囲気中の放射性物質を、当該雰囲気からろ紙(取取口)に設置により採取する構造であるため、ろ紙が取取口内部に設置される構造ではありません。ただし、ろ紙の取取口(含むろし取付付口)は不燃性材料とすることで延焼防止を図っており、仕様表には設計番号として11.3-設2を記載しています。	－	－	－
3004 火災0326-2 p1822非常用設備消火設備可撤消防ポンプ仕様表、配管についての記載が無いが、配管はどの設備に含まれるのか。水取には非常用設備消火設備防火水槽を用いるのか。	仕様表の「その他構成機器」に取水管、消防用ホース、管鎖を記載します。水取は、防火水槽、及び屋外消火栓を使用します。	○	仕様表 配置図	表り建-1-3 図り非-4-6 p1649 p1863
3005 火災0326-3 p1896図り非-4-2、更新する防火水槽2基から屋外消火栓に配管が繋がっていない。理由を説明すること。	屋外消火栓に配管が繋がっていない防火水槽は、可撤消防ポンプ、及び消防用の水槽です。	－	－	－
3006 火災0326-4 今回の申請(74頁)では、屋外消火栓、防火水槽(仕様表1619頁)が上がっているが、消火配管や常設の消火ポンプは無いのか？	防火水槽と屋外消火栓をつなぐ配管の位置は、図り非-4-2(P1896)に記載しておりますが、配管が防火水槽の構成機器であること、及び寸法、材料を表り建-1-2「防火水槽の仕様表」に記載します。また、防火水槽から屋外消火栓に消火用水を供給する消火ポンプについても、仕様表建-1-2「防火水槽の仕様表」に記載し、位置を本文添付図に記載します。	○	仕様表 仕様表 屋外消火栓配置図(2) 添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表り建-1-2 表り建-1-2 図り非-1-2 表1-1(1) 表1-1 資料3建 資料21建 p1646 p1648 p1857 p2364 p2725 p2796 p2878
3007 火災0326-5 除染設備(放射線管理棟)の切断機は(1)と(2)があるが、それぞれ変更無し、改造(オイルパン設置)なので、69頁の本文表は改造・変更なしとあるので、順序は逆ではないか？	#2999と同じ	－	－	－
3008 火災0326-6 今回の申請(74頁)では、屋外消火栓、防火水槽(仕様表1619頁)が上がっているが、消火配管(1896頁、図り非4-2)には配管が示されているが常設の消火ポンプは申請対象ではないのか？(記)	#3006と同様に消火ポンプを申請対象とし、記載いたします。	－	－	－
3009 火災0326-7 (閉じ込め) 焼却炉については、排気ダクトの開口事象(H.30/3)から、蒸気配管を撤去したものと聞いているが、焼却炉本体の本質的な改良は無いのか？	開口事象に対する恒久対策として、気体廃棄設備に接続する集塵機の排気ダクトに合流する蒸気配管を撤去し、排気ダクトを更新します(6次申請で認可済)。従って、焼却炉本体の改良はありません。	－	－	－
3010 火災0326-8 第3核燃料倉庫の火災区域のR1とR2間は平面図(1854頁、図へ建2-1)では破線になっており、火災区域境界(1830頁、図へ建1-1)であるが、どのように運用されるのか？	火災区域のR1とR2間にはシャック、及び鉄扉が設置されています。図に「シャック、鉄扉」を追記します。	○	平面図	図へ建-2-1 p1815
3011 火災0326-9 第3核燃料倉庫の火災区域のR2には消火器が無い(1904頁、図り非4-7)が、考え方は？	火災区域R2には通常作業員がおりません。火災が発生した際には、R1にいる作業員がR1の消火器で初期消火を行います。	－	－	－
3012 火災0326-10 除染設備(放射線管理棟)の切断機は(1)と(2)があるが、それぞれ変更無し、改造(オイルパン設置)なので、69頁の本文表は改造・変更なしとあるので、順序は逆ではないか？	#2999と同じ	－	－	－
3013 溢水0326-1 P1639への取漏れ水検知警報設備について、閉じ込め・溢水の2つの観点から、兼用する取はあるか。 また、警報設備についても上記2つの観点を防止するために兼用するものがあるか	P1639への取漏れ水検知警報設備について、全て閉じ込め・溢水の両方を兼用する取に対応したものです。警報設備についても、同様兼用しております。	－	－	－
3014 溢水0326-2 p2268～図り非-3、漏水検知器が故障等により機能喪失した場合、作動端はどのようなのか。電源喪失時と同じか。	従極式検出端を採用しているため、検出端側の断線では作動致しません。そのため、検出端側のケーブルは金属管で保護する計画としております。	－	－	－

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分	ページ数	
3015 搬送0326-1 7次申請の劣化・天然ウラン倉庫にはクレーンの申請が無いが、不要なのか？	劣化・天然ウラン倉庫にはクレーンは設置されておりません。作業者が運搬補助具(ハンドパレット、ドラムボーカー)を使用して容器を移動します。	-	-	-	
3016 放管0326-1 技術基準規則第19条第2号(放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度)に該当する設備についての記載がない。 排水貯留池(p1174)が該当する設備か。その場合、[20.1-建1](排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。)は、放射線管理施設に係る設計にも当たるのではないのか。	技術基準規則第19条第2号に対しては、排水前には放射能測定装置で分析することとしており、この旨を保安規定に定めております。なお、排水貯留池は放射性物質の濃度確認をする設備ではないため、放射線管理施設には該当しません。	-	-	-	
3017 放管0326-2 p2184図子系-3、VPN接続は設工認申請対象外としているが、[19.1-設6]伝送系の多様化に係る設計なので、設工認申請の対象ではないのか。	VPN接続とはインターネット(公衆ネットワーク)のことであり、当社が所有する通信設備ではないため、申請対象外としています。	-	-	-	
3018 廃棄0326-1 排水貯留池(p1174)、排水貯留設備(p1329)の違いについては、池本体が排水貯留池、そこに付属する液位高警報や配管が、排水貯留設備ということではないのか。	ご認識の通りです。	-	-	-	
3019 廃棄0326-2 排水貯留池(p1174)[20.1-建1]。放射性物質濃度の再確認と排水溝からの放出については、ソフト対応により行うということではないのか。	ご認識の通りです。 放射性物質濃度の再確認と排水溝からの放出はソフト対応で管理しています。なお、当該部についてはハード設計を明確化するため以下の通り記載を適正化します。  ・排水貯留池 [20.1-建1]各廃液処理設備で放射性物質の濃度を確認された廃液を排水口から専用排水管により海洋に放出する前に貯留する。  ・排水貯留設備 [20.1-設9]各廃液処理設備で放射性物質の濃度を確認後に排水貯留池に排水された廃液は、排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管によって海洋に放出する設計とする。	○	仕様表	表1建-1	p1189
			仕様表	表1設-液16	p1347
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表5-2	p2678
			添付書類Ⅱ 設工認技術基準への適合に関する説明書	表1-2-4	p2741
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料17建	p2869
			添付説明書	添付説明書-設6	p3337
3020 遮蔽0326-1 p1618空シリング置き場仕様表。遮蔽について「-」と記載しているが、許可の安全機能一覧では、遮蔽に係る機能として「従業員の外部被ばくの管理」と記載されている。仕様表に記載する必要は無いのか。	従業員が不意に空シリングに近接し外部被ばくすることを防止するために、空シリング置き場には柵を設置しておりますので、その旨を記載します。	○	仕様表	表1建-1-1	p1645
			平面図及び管理区域区分図	図1建-1	p1846
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表1-1(1)	p2364
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1	p2725
3021 非常用電源 0326-1 エリアモニタ(p1535)については、エリアモニタ本体はDGのみ、放射線監視盤はDG+無停電電源装置に接続するのか。仕様書(p1535)からはそのように読み取れるが、図子系-4(1/5)(p2185)では、そのような書き分けはされていない。	エリアモニタ本体は、放射線監視盤を経由して無停電電源装置に接続されています。	-	-	-	
3022 非常用電源 0326-2 モニタリングポスト(p1544)について、バッテリーを内蔵するのは、本体のみで、モニタリングポスト収集表示にはバッテリーはないということではないのか。	モニタリングポスト収集表示にはバッテリーはなく、無停電電源装置に接続されています。	-	-	-	
3023 非常用電源 0326-3 屋外消火栓設備の消火栓ポンプ(設工認申請対象)も非常用DGに接続すると(2882頁)説明書にあるが、申請対象設備との連携などを整備し、必要な仕様は仕様表に記載すること。	#3006と同様に必要な仕様を記載いたします。	-	-	-	

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		ページ数			
			仕様表	図				
3024 非常用電源 0326-4 PR37 [24.1-建1] 第3核燃料倉庫他、全ての建物に設置する非常用通報設備及び自動火災報知設備で、非常用電源設備から直接給電しない設備については、非常用電源に接続する警報盤、放送設備本体、電話交換機、受信機及び中継盤の位置、負荷、求められる安全機能に対する設計仕様等を仕様表にもれなく記載し、認可を受けること。	警報盤、放送設備本体、電話交換機、受信機及び中継盤の位置、負荷について配置図上に記載いたします。	○	仕様表	追表イ建-1	p127			
			仕様表	追表イ建-1	p131			
			仕様表	追表イ建-2	p144			
			仕様表	追表イ建-2	p147			
			仕様表	追表ハ建-1	p468			
			仕様表	追表ハ建-1	p469			
			仕様表	追表ハ建-2	p483			
			仕様表	追表ハ建-2	p486			
			仕様表	追表ホ建-1	p768			
			仕様表	追表ホ建-1	p771			
			仕様表	表へ建-1-1	p850			
			仕様表	表へ建-1-1	p852			
			仕様表	表へ建-1-2	p861			
			仕様表	表へ建-1-2	p863			
			仕様表	追表へ建-4-1	p888			
			仕様表	追表へ建-4-1	p890			
			仕様表	追表へ建-4-2	p899			
			仕様表	追表へ建-4-2	p901			
			仕様表	追表へ建-4-3	p912			
			仕様表	追表へ建-4-3	p914			
			仕様表	追表ト建-3-1	p1192			
			仕様表	追表ト建-3-2	p1206			
			仕様表	追表ト建-3-2	p1208			
			仕様表	追表ト建-3-3	p1216			
			仕様表	追表ト建-3-3	p1218			
			仕様表	追表ト建-3-4	p1231			
			仕様表	追表ト建-3-4	p1233			
			仕様表	追表ト建-3-5	p1248			
			仕様表	追表ト建-3-5	p1252			
			仕様表	追表ト建-3-6	p1261			
			仕様表	追表ト建-3-6	p1263			
			仕様表	追表ト建-3-7	p1277			
			仕様表	追表ト建-3-7	p1280			
			仕様表	追表ト建-3-8	p1290			
			仕様表	追表ト建-3-8	p1292			
			仕様表	追表リ建-3-1	p1669			
			仕様表	追表リ建-3-1	p1671			
				緊急対策設備(3)配置図	図リ非-5-2	p1869		
			3025 非常用電源 0326-5 PR37 [24.2-建1] 無停電電源装置に接続する設備についても、同様に仕様表に記載し認可を受けること。	拝承。無停電電源装置に接続する負荷を記載します。	○	仕様表	表リ設-1	p1673

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 -：回答のみ	申請書修正部分	ページ数	
3026 非常用電源 0326-6 【水平展開】 ・各建屋の放送設備を中継する放送設備本体、非常用ベル設備の警報盤等の位置・仕様、員数等を示すこと。	#3024と同様に放送設備本体、非常用ベル設備の警報盤の位置・員数を記載いたします。	○	仕様表	追表イ建-1	p127
			仕様表	追表イ建-1	p131
			仕様表	追表イ建-2	p144
			仕様表	追表イ建-2	p147
			仕様表	追表ハ建-1	p468
			仕様表	追表ハ建-1	p469
			仕様表	追表ハ建-2	p483
			仕様表	追表ハ建-2	p486
			仕様表	追表ホ建-1	p768
			仕様表	追表ホ建-1	p771
			仕様表	表へ建-1-1	p850
			仕様表	表へ建-1-1	p852
			仕様表	表へ建-1-2	p861
			仕様表	表へ建-1-2	p863
			仕様表	追表へ建-4-1	p888
			仕様表	追表へ建-4-1	p890
			仕様表	追表へ建-4-2	p899
			仕様表	追表へ建-4-2	p901
			仕様表	追表へ建-4-3	p912
			仕様表	追表へ建-4-3	p914
			仕様表	追表ト建-3-1	p1192
			仕様表	追表ト建-3-2	p1206
			仕様表	追表ト建-3-2	p1208
			仕様表	追表ト建-3-3	p1216
			仕様表	追表ト建-3-3	p1218
			仕様表	追表ト建-3-4	p1231
			仕様表	追表ト建-3-4	p1233
仕様表	追表ト建-3-5	p1248			
仕様表	追表ト建-3-5	p1252			
仕様表	追表ト建-3-6	p1261			
仕様表	追表ト建-3-6	p1263			
仕様表	追表ト建-3-7	p1277			
仕様表	追表ト建-3-7	p1280			
仕様表	追表ト建-3-8	p1290			
仕様表	追表ト建-3-8	p1292			
仕様表	追表リ建-3-1	p1669			
仕様表	追表リ建-3-1	p1671			
緊急対策設備(3)配置図	図リ非-5-2	p1869			
3027 非常用電源 0326-7 P2879 非常用電源系統図(単線結線図)で、今回認可申請する範囲(取合い点)、先行して申請し認可を受けた範囲に、申請漏れや不整合がないことを確認すること。	1次から7次までの設工で非常用ディーゼル発電機に接続される設備機器については、すべて抽出して負荷リストの形式(資料21-付録1)でまとめております。申請漏れや不整合がないことを、再度、確認いたします。	-	-	-	
3028 非常用電源 0326-8 P2253 図リ系-4 発電機室内の遮断器から副変電所内の切替器までのケーブルは、今回の申請範囲となるので、赤線とすること。	拝承。当該箇所を赤線とします。	○	系統図	図リ系-4 p2220	
3029 非常用電源 0326-9 【水平展開】第1次～第7次の申請書本文(図面等)に記載した非常用電源系統の図と不整合がないことを確認すること。(例えば、p2185 図チ系-4で、非常用DCの遮断器から副変電所の切替器まで、副変電所の切替器から今回申請対象の非常用負荷までを第7次の申請対象としていることが明確になるよう、2点鎖線の範囲を修正すること。また、同図中の遮断器、切替器等のデバイス名を図中に記載すること。)	第1次～第7次の申請書に記載しております非常用ディーゼル発電機の系統の図と不整合が無いことを確認し、記載を適正化致します。具体的には、申請範囲の明確化、2点鎖線の範囲適正化やデバイス名を適正化致します。	○	緊急対策設備(1) 図リ非-1-2 図ト設-気1 (2/2) 接続設備 図チ系-4 (1/5) 接続設備 図チ系-4 (2/5) 接続設備 図チ系-4 (3/5) 接続設備 図チ系-4 (4/5) 接続設備 図チ系-4 (5/5) 機器図 図リ設-1	図リ非-1-1 図リ非-1-2 p1847 p1848 p1992 p2151 p2152 p2153 p2154 p2155 p2221	
3030 非常用電源 0326-10 P1672非常用ディーゼル発電機 仕様表：非常用ディーゼル発電機から非常用負荷への電力供給設備(非常用母線、変圧器、ケーブル等)については、認可対象範囲とし、各設備の仕様を明確にし、申請すること。	拝承。非常用ディーゼル発電機から非常用負荷への電力供給設備につきまして、P1672非常用ディーゼル発電機仕様表のその他構成機器へ追記させて頂きます。	○	仕様表 仕様表 仕様表	追表ト設-1 (5次) 追表リ設-1 (5次) p1473 p1707 p2658	
3031 非常用電源 0326-11 切替電盤の設置目的を説明すること。 遮熱板の設置目的を説明すること。	1号2号の手动選択及び非常用ディーゼル発電機からの電力を各副変電所へ分配する機能をもっております。 遮熱板は、外部火災対策のため、設けております。	-	-	-	

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 一：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3032 非常用電源 0326-12 【無停電電源装置関係】 P1637 無停電電源装置の電源容量が非常用負荷設備の合計容量より大きいことを、定量的に説明すること。	P1638の負荷設備の一覧表へ負荷容量を記入致します。	○	仕様表	表り建-1	p1673
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料21設	p2893
3033 非常用電源 0326-13 200Vの非常用電源系統に対して100Vの無停電電源装置をどのように接続するのか説明すること。	P1638の仕様表に記載の通り、接続ケーブルは、変圧器により交流200Vから変換しております。	-	-	-	-
3034 非常用電源 0326-14 【通信連絡設備の非常用電源について】 申請書類となった(893)通信連絡設備(工場外との通信連絡用)の追加申請に伴い、非常用電源設備に係る設計(DC接続及びUPS/Battery)を追記すること。	(893)通信連絡設備はP2880の表1の「その他設備 非情用通報設備 通信連絡設備」として非常用ディーゼル発電機に接続することを記載しております。尚、この通信連絡設備に電話交換機が含まれることを明記致します。	○	仕様表	表り建-1-3	p1650
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料21設	p2887
3035 非常用電源 0326-15 P2890 防災ルームに設置する(893)通信連絡設備(工場外との通信連絡用)など、外部電源喪失時にも安全機能を有する施設の機能が求められる設備・機器について、申請対象負荷が、それぞれの仕様表の設計仕様と不整合が生じていないか再確認すること、事業者による確認範囲、確認方法、確認結果については、後日面談で説明すること。	外部電源喪失時にも安全機能を有する施設の機能が求められる設備・機器について、申請対象負荷を再確認いたします。なお、確認方法としては、事業許可との整合性を確認することといたします。	-	-	-	-
3036 非常用電源 0326-16 P2882 屋外消火栓設備の消火栓ポンプも非常用DGに接続すると。申請対象設備との接続方法などを示す電源系統、系統中にある設備の仕様は仕様表に記載すること。	拒否します。防火水櫃の仕様表に消火栓ポンプを記載し、そこに非常用ディーゼル発電機と接続する旨の記載を換わいたします。また、消火栓ポンプについては既に資料21設付録1の表-3の負荷リストに計上していますが、設工認申請対象外である旨を削除致します。	○	仕様表	表り建-1-2	p1646
			仕様表	表り建-1-2	p1648
			添付書類I-1 事業許可との対応	表1-1(1)	p2364
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1	p2725
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料3建	p2796
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料21建	p2878
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料21設	p2889
3037 通信連絡0326-1 P2889, P2673他 [25.1-建1] 設計基準事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内の放送連絡を行うための非常用通報設備(非常ベル、放送設備(スピーカー))について、事故時の活動拠点(防災ルーム等)に設置する装置の設計(位置、員数、仕様等)が記載されていないので、仕様表に明記すること。 また、防災ルーム等から非常用ベル及び放送設備まで通信連絡回線の設計仕様についても明記すること。	放送連絡を行うための放送設備は各建物設備として申請しております。ただし、事故時の活動拠点など(防災ルーム、警備所)からの、放送の発信側が明確ではなかったため、今回の申請に追加致します。	○	変更の概要		p1572
			変更の概要		p1573
			変更の概要		p1574
			変更の概要		p1577
			変更の概要		p1579
			変更の概要		p1580
			変更の概要		p1581
			変更の概要		p1582
			変更の概要		p1583
			変更の概要		p1584
			変更の概要		p1585
			変更の概要		p1586
			仕様表	表り建-1-3	p1650
3038 通信連絡0326-2 P2461(許可No.21-3,21-4)、P2528表3-1、P2678他 加工事業規則第25条第2項の規定により、設計基準事故発生時に工場外との通信連絡用の専用通信回線に係る設計が、第1次～第7次で申請されていない。本申請において、当該要求事項に対応する設計(位置、回線方式、その他の設計仕様、員数等)及び工事の計画等を申請すること。	設計基準事故発生時など、所外との通信連絡用に用いる専用回線についての仕様を明確にして申請いたします。	○	変更の概要		p1572
			仕様表	表り建-1-3	p1650
			非常用設備配置図	図り非-6	p1870



7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正中請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 一:回答のみ	申請書修正部分	ページ数
3039	<p>通信連絡0326-3 加工事業許可申請書の安全機能一覧(p88)及びその他加工設備の付属施設 の構造及び設備(p180)において、(893)通信連絡設備は工場外との通信連絡 用として認可されている。 (893)通信連絡設備については、許可に記載した基本的設計方針を踏まえ、 加工事業規則で求められる安全機能(第25条(通信連絡設備)、第24条(非常 用電源設備、その他該当する全ての条項)について、仕様表に設計仕様を漏 れなく記載し、申請すること。</p>	<p>工場外との通信連絡用の連絡設備については、上記(#3038)と同様に仕様を明確にして 申請いたします。</p>	○	<p>仕様表 追表イ建-1 p128 仕様表 追表イ建-2 p144 仕様表 追表ハ建-1 p468 仕様表 追表ハ建-2 p484 仕様表 追表ホ建-1 p769 仕様表 表ハ建-1-1 p850 仕様表 表ハ建-1-2 p862 仕様表 追表ヘ建-4-1 p888 仕様表 追表ヘ建-4-2 p900 仕様表 追表ヘ建-4-3 p912 仕様表 追表ト建-3-1 p1182 仕様表 追表ト建-3-2 p1207 仕様表 追表ト建-3-3 p1216 仕様表 追表ト建-3-4 p1232 仕様表 追表ト建-3-5 p1249 仕様表 追表ト建-3-6 p1261 仕様表 追表ト建-3-7 p1278 仕様表 追表ト建-3-8 p1291 変更の概要 p1573 仕様表 表リ建-1-4(1/5) p1651 仕様表 追表リ建-3-1 p1670 緊急対策設備(3)配置図 図リ非-5-2 p1869 非常用設備配置図 図リ非-6 p1870 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1(i) p2365 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1(i) p2366 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2368 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2369 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2371 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2372 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2373 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2374 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2375 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2376 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2377 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2378 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2379 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2381 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2382 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2383 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2384 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2385 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2386 添付書類 1-1 事業許可との対応 表1-1 p2433 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1 p2725 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-1 p2727 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-2 p2728 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-3 p2729 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-3 p2730 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-3 p2731 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-3 p2732 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-4 p2733 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-5 p2734 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-5 p2735 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 表1-1-5 p2736 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 資料21 p2879 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 資料22 p2897</p>	
3040	<p>通信連絡0326-4 【水平展開型 ①～④】 ① p2390～2163 事業許可から設工認に反映する事項に、抽出漏れがないか 再確認すること。</p>	<p>排承。 事業許可を基に再確認致します。</p>	○	<p>工程表 表1 p2318 参考資料 資料2 p3414</p>	

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注: コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3041 通信連絡0326-4 【水平展開要 ①～④】 ②許可申請書から抽出した設計番号(丸カッコ番号)に対応する安全機能が、第1次～第7次の設工認対象施設の仕様表に漏れなく反映されていることを再確認すること。	拝承。 許可要求事項が1次から7次への展開状況を再確認致します。	○	別紙	別紙	p82
			別紙	別紙	p83
			工程表	表1	p2311
			工程表	表1	p2312
			工程表	表1	p2315
			工程表	表1	p2316
			添付書類1-1 事業許可との対応	表3-1	p2499
			添付書類1-1 事業許可との対応	表3-1	p2500
			添付書類1-1 事業許可との対応	表3-1	p2502
			添付書類1-1 事業許可との対応	表3-1	p2507
			添付書類1-1 事業許可との対応	表3-1	p2509
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23他	p2911
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23他	p2912
			添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23他	p2913
参考資料	資料2	p3414			
3042 通信連絡0326-4 【水平展開要 ①～④】 ③事業許可から設工認に反映する事項の抽出、及び抽出した設計仕様が設工認申請への反映状況について、確認方法、確認範囲、確認結果を説明すること。	拝承。#3040及び#3041を踏まえ、検討いたします。	○	参考資料	資料2	p3414
3043 通信連絡0326-4 【水平展開要 ①～④】 ④加工技術基準規則で工場等に設置要求のある設備については、事業許可において安全機能を有する施設として安全機能番号がない設備であっても、関連する建物等の仕様表の「その他の構成・機器」等に明記し、当該設備に求められる安全機能を漏れなく申請し、認可を受けること。 (例加工技術基準規則第13条第3号 設計基準事故発生時に用いる照明及びその専用電源 など)	拝承。 該当機器を確認して、申請致します。	○	系統図	図1系-図2	p1988
			系統図	図1系-図補2	p1990
			除染設備	図1設-図17	p2063
			参考資料	資料2	p3414
3044 臨界0326-2 P1828 第3核燃料倉庫 仕様表(臨界防止) 臨界安全評価を行うために定めている領域区分を(図を引用する等により)明記すること。その上で、臨界隔離壁又は距離により隔離する設計仕様を記載すること。	領域区分についてはp2308の図臨配-11に明記しております。 臨界隔離壁の設計仕様はp2777への表2-1に記載しており、臨界に該当する部位、仕様は④を記載しております。これにより、材質寸法を明確にしております。 距離による隔離の仕様についてはp2308の図臨配-11に記載しております。	-	-	-	-
3045 臨界0326-3 P2785 領域区分の隔離方法が多数存在し分割申請しているため、資料1建-1表(P2785)を活用し、先行申請で認可を受けた隔離方法を第1次～第6次で識別(色別)して説明すること。	拝承。	-	-	-	-
3046 臨界0326-4 各建物: 臨界領域間を隔離距離により隔離する設計については、必要隔離距離を明確にすること。	p2906の添付建1-3 表に記載の通り24mが必要隔離距離です。	-	-	-	-
3047 臨界0326-5 P1206 除染室・分析室 [3.2-建1]工場棟領域と第3核燃料倉庫(1)領域間は必要隔離距離以上離す設計と記載しているが、*1では臨界隔離壁で成立していると記載しているのはなぜか説明すること。	#2980と同様の理由です。	-	-	-	-
3048 全般0402-1 ●3月26日面談回答の更問 No.3004, 3005, 3006, 3008, 3023の更問。屋外消火栓及び防火水槽及びこれらに付属する機器の構造・強度、機能・性能について、他法令(消防法等)の規定を適用して設計しているのであれば、添付説明書に適用法令を記載し説明すること。また、当該設計が、加工事業許可の基本方針に基づくものであることを説明すること。	屋外消火栓、消火栓ポンプ、配管、防火水槽は、消防法を満足する仕様としています。適用法令は、適合説明に記載します。 また、事業許可の基本方針に基づくことを適合説明に記載します。	○	添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料8建	p2831
3049 全般0402-2 No.3011の更問。P1822 図へ建-1-6 第3核燃料倉庫前室は非管理区域から第2種管理区域に変更となるが、通常時の人の出入りをどのように管理するのか説明すること。	非管理区域から2種管理区域である前室への出入り管理は、施設管理し、入退城者の氏名、時間を記録します。第1種管理区域と第2種管理区域の間の出入りは、非常時を除いて認めておりません。	-	-	-	-

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3050 全般0402-3 No.3011の更開。火災区域R2(前室)に消火器を配置しない設計について、建築基準法に基づく火災区画や消防法の消火器の配置に係る規定を満足する設計となっていることを説明すること。	消防法第17条1項に基づいて定めた消火器の本数(能力単位)、消防法施行規則第6条6項に基づいて定めた消火器の配置は、所轄消防の検査を受け許可を受けており、消防法上は前室に消火器を設置する必要はありません。ただし、万一、第2種管理区域内で火災が発生した場合に第2種管理区域内で初期消火を行うことができるように、消火器を設置します。	○	別紙 仕様表 仕様表 仕様表 仕様表 仕様表 仕様表 変更の概要 工事の方法 工事の方法 検査の項目及び方法 消火設備 非常用設備配置図 工程表 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	別紙 追表へ建-1 表へ建-1-1 表へ建-1-1 追表へ建-3-6 追表へ建-3-6 p1577 p1601 p1608 表1-1 図9非-1-7 図9非-6 表1 表1-1 表1-1 表3-1 表1-1-2 表1-1-5	p83 p465 p840 p845 p1254 p1259 p1577 p1601 p1608 p1733 p1865 p1870 p2314 p2369 p2383 p2505 p2728 p2735
3051 全般0402-4 No.3024, 3026の更開。コメントに対して、回答の記載が不足している。警報装置等の位置だけでなく、これらに求められる安全機能(耐震、漏水による損傷の防止等)についても、仕様表に記載し、技術基準に適合するよう設計していることを説明すること。	#3054にて対応致します。	○	別紙 変更の概要 変更の概要 変更の概要 工事の方法 工事の方法 工事の方法 工事の方法 仕様表 仕様表 各設備に関する検査の項目及び方法 非常用設備配置図 添付図面(設備目次) 機器配置図 工程表 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付説明書 (旧p1805)を削除	別紙 表チ-1 表チ-付1 図チ2-1 図チ2-2 図チ2-3 表チ設-5 表男建-1-3 表2-4-1 図9非-6 目次 図チ配-5 表1 表1-2-6 表3-1 表5-2 表1-2-6 資料16設 資料16設 添付説明書一設1 付録1	p79 p1539 p1540 p1541 p1543 p1544 p1545 p1546 p1547 p1562 p1650 p1763 p1870 p1875 p2144 p2318 p2396 p2516 p2678 p2743 p2863 p2866 p3125
3052 全般0402-5 No.3028, 3029の更開。非常用DGの遮断器～発電機室建物内のケーブルについて、どのように認可を受けているのか説明すること。 5次申請では発電機室内外で色分けされているのを確認したが、実際の工事の取り合い点が見えるよう説明してください。	5次申請(P265,266 表9設-1 非常用ディーゼル発電機 仕様表)その他の構成機器に「屋内ケーブル」と記載しております。必要な設計要求として、火災等による損傷の防止で難燃性ケーブルを使用することを記載しております。5次申請(P475 図9系-2 非常用ディーゼル発電機 負荷系統図)では概念図を示し、実際は1本のケーブルとなります。ケーブルの接続先は、発電機始動盤です。発電機室内のケーブルを5次で申請しており、屋外ケーブルを7次で申請しております。	-			
3053 全般0402-6 No.3030の更開。その他構成機器の仕様については、申請内容と不整合がないようにすること。(200V/200Vの変圧器など)	200/200Vの変圧器は無く、200/200,100Vの変圧器は存在します。これは、3相を単相に変換する変圧器です。なお、P2879 付録1の凡例を「200/100V」⇒「200/200,100V」へ適切に見直し致します。	○	添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料21設	p2886

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3054 全般0402-7 No.3037, 3038, 3039の更新。防災ルーム等に設置する工場内の通信連絡設備、放送設備の発信側の設備は、全ての建物と接続されることから、補正申請時に、どの仕様表に、どのように組付けて補正したのか説明すること。	以下の設備の仕様表を追加し、説明いたします。 ・非常用通報設備(所内) ・自動火災報知設備(受信機、中継盤)  なお、所外通信連絡設備についても仕様表にて説明致します。	○	別紙	別紙	p79
			変更の概要		p1572
			変更の概要		p1573
			変更の概要		p1574
			変更の概要		p1577
			変更の概要		p1579
			変更の概要		p1581
			変更の概要		p1582
			変更の概要		p1583
			変更の概要		p1584
			変更の概要		p1585
			仕様表	表仕様-1-3	p1650
			仕様表	表仕様-1-4(1/5)	p1651
			非常用設備配置図	図非-6	p1870
工程表	表1	p2318			
添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表1-1	p2367			
添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表3-1	p2516			
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1	p2726			
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 (H1p1805)を削除	資料21建	p2878			
3055 全般0402-8 No.3044, 3045, 3046, 3047の更新。今回申請している臨界領域で、領域相互間を隣隔距離により区分する設計としているものについて、領域相互間の距離を漏れなく記載すること。	詳承。図臨配-11に全ての隣隔距離を記載します。	○	添付説明書	添付説明書-設1	p3076
			添付説明書	添付説明書-設1	p3078
			添付説明書	添付説明書-設1	p3079
			添付説明書	添付説明書-設1-2	p3094
3056 全般0402-9 No.3040, 3041, 3042, 3043 水平展開①～④について、これまでの社内の確認状況と今後の予定を説明してください。 ・事業者内の確認で、新たに抽出漏れや先行申請した設計との不整合が確認されているれば、説明してください。また、それらに対してどのように対応するのか、説明してください。	最終申請として申請漏れを確認した結果、4次申請で申請した廃液処理設備(5)と6次申請で申請した粉末再生設備の廃液配管において、取り合いが不明瞭な記載になっていました。 7次申請で申請する除染設備からの廃液配管も廃液処理設備(5)へ接続しますが、当該配管はこれに合致して接続することから、この中で粉末再生設備との廃液取り合いを明確にするように今回の補正申請で系統図を修正致します。 次に許可要求事項及び技術基準の要求事項が適切に設工認展開されているかを確認した結果、許可要求事項に対する整理上、保安規定で管理すると位置付けておりました気象観測装置や防災資機材の一部放射線測定機材について、技術基準の要求事項を考慮すると設工認申請機器に該当するものとして抽出しました。これらは今回の補正申請で設工認申請機器として申請致します。	○	参考資料	資料3	p3427
3057 全般0402-10 ●第3核燃料倉庫関係図面（他の確認事項と重複する場合は、適宜引用しつつ回答してください。また、下記以外の耐震・電巻に係る事実確認事項は別途連絡します。） P1820 図へ建-1-1(関連)：d.鉄扉新設工事、その他管理区域の工事で、撤去する既設ドアの廃棄方法を工事の計画として記載すること。 P1822 図へ建-1-6(1/2)：前室への出入管理の方法について説明してください。	撤去する既設ドアは、放射性物質による汚染の有無を確認し、汚染がある場合には放射性固体廃棄物として保管施設設備にて保管する旨を工事の方法に記載します。  前室への出入管理については、#3049と同様です。	○	工事の方法		p815
			工事の方法		p816
			工事の方法		p822
3058 全般0402-11 P1828 図へ建-1-9： ・仕様表(SD-31, SD-33)と新設鉄扉構造図の扉の種類及びFV寸法の対応を明確にすること。 ・SD-31の基本方針表(P2594)に記載している「グレモンピン」が図示されていない。 ・新設扉及び補強扉の概略図には、電巻防護設計の強度部材を漏れなく記載すること。また、各部の材料・寸法は、評価で用いた強度と同じかそれ以上の強度を有する設計となっていること確認し、確認範囲、確認結果を面談で説明すること。図面等に記載漏れ確認された場合、補正に反映する内容を説明すること。	図へ建-1-9の鉄扉の図と番号が対応できるように記載します。 図へ建-1-9にグレモンピンの図は書かれていますが、名称の記載が無いので追記します。 ・鉄扉の評価で用いた材料強度は、保守的な基準強度を用いており、評価以上の強度を有する設計としています。 ・強度部材の図面等の記載漏れがある場合は補正に反映致します。	○	概要図	図へ建-1-9	p1789
			配置図	図へ建-1-10	p1790
3059 全般0402-12 P1833 図へ建-1-13 火災区域毎の材料及び厚さ一覧： ・この表を添付している理由を説明してください。 ・1階と2階を区別せず、火災区域境界となる内壁を記載しない理由を説明してください。 ・この表を添付する場合、火災区域境界となる各部の材料、寸法を正確に記載すること。 (申請書本文の表へ建-3-1(P857～P861)で認可を受けようとしている各部位の仕様、添付書類 表2-1(P2777～P2782)で説明している各部位が有する安全機能に関する説明と不整合がないように記載すること。)	本表は、東西北の厳しくなる評価対象を記載した表です。 火災区域境界の全ての境界は、表へ建-3-1 各部位の仕様表(P857～P862)に記載しております。 図へ建-1-13の第3核燃料倉庫の東、西、北に「RC」と記載していますが、排気塔の壁厚の方が外壁より薄いため記載しているものです。排気塔も第1種管理区域と非管理区域の境界であるため、内部火災影響評価対象は、排気塔の壁として扱います。 なお、排気塔の壁厚は、図へ建-1-13と表へ建-3-1で整合しています。	-			-

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正中請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 一：回答のみ	申請書修正部分	ページ数	
3060 全般0402-13 P1851 図へ建-2-1 1階平面図： B通り-7～8通り間の柱、壁、シャッター、扉は、どのように設置されているのか説明すること。(P2778の表2-1で説明するなどが考えられる)	P2778に記載の通り、鉄扉とシャッターを設置しています。	○	仕様表	表へ建-3-1	p871
			添付書類Ⅱ 建屋の各部位の有する安全機能	表2-1	p2779
3061 全般0402-14 P1856 図へ建-2-2 (竜巻防護設計関連) 屋根に設置している設備用機器置場 場に設置する設備とその竜巻対策を説明すること。	エアコンの室外機を設置しております。これらは飛来物にならないように固縛します。これらは申請に関する設備ではないため、図へ建2-2にある「設備用機器置場」の記載を削除いたします。	○	屋根伏図	図へ建-2-3	p1817
3062 全般0402-15 P2990～添付説明書-建3 IV付属建物鉄扉 竜巻防護設計計算書：添説 建3-IV.4-1表、添説建3-IV.5-1表に記載している鉄扉の厚さ(□mm他)はどこ の部分の厚さか。また、鉄扉の評価においてどのように用いているか説明して ください。	厚さ□mmは、鉄扉の裏表両面間の厚さです。 鉄扉の評価で、この値は内部構造材の断面剛性の算定で使用しています。	○	添付説明書	添付説明書-建3-IV	p3009
			添付説明書	添付説明書-建3-IV	p3010
			添付説明書	添付説明書-建3-IV	p3011
3063 全般0402-16 P1904 図り非-4-7 消火設備：第3核燃料倉庫前室に消火器を設置するこ と。【3/26連絡済】	消防法第17条1項に基づいて定めた消火器の本数(能力単位)、消防法施行規則第六条6 項に基づいて定めた消火器の配置は、所轄消防の検査を受け許可を受けており、消防法 には前室に消火器を設置する必要はありません。ただし、万一、第2種管理区域内で火災 が発生した場合に第2種管理区域内で初期消火を行うことができるように、消火器を設置し ます。	○	別紙	別紙	p83
			仕様表	追表へ建-1	p165
			仕様表	表へ建-1-1	p840
			仕様表	表へ建-1-1	p845
			仕様表	追表へ建-3-6	p1254
			仕様表	追表へ建-3-6	p1259
			変更の概要		p1577
			工事の方法		p1601
			工事の方法		p1608
			検査の項目及び方法	表1-1	p1733
			消火設備	図り非-1-7	p1865
			非常用設備配置図	図り非-6	p1870
			工程表	表1	p2314
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表1-1	p2369
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表1-1	p2383
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表3-1	p2505
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-2	p2728
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-5	p2735			
3064 全般0402-17 P1907 図り非-5-1 溢水防護区画B-1の溢水水位(130mm)の算定方法を説明 すること。 溢水量と溢水水位から逆算した滞留面積は同区画の面積を大きく上回って おり、溢水防護設計を見直す必要がある。	記載、評価を再確認し、補正中請に反映致します。	○	添付説明書	添付説明書-建7	p3047

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		
			ページ数	ページ数	
<p>全般0402-18 ●P2464～表2 事業許可との相違点リスト P2464 臨界防止：事業許可で示した臨界領域の相互干渉防止の設計について、第1次～第7次申請全体を俯瞰し、加工施設全体として認可を受けようとする臨界領域相互間の隔離方法が、資料1建-1表(P2785)に反映されていることを再確認すること。 そのうえで、資料1建-1表(P2785)の領域区分の隔離方法及び各仕様表に記載した隔離方法を整合させること。(不整合が生じている点については、別途連絡済み) 領域相互間の隔離方法について、既認可の方法に追加する場合には、当該追加に係る設計が、事業許可及び技術基準に適合するものであることを説明すること。</p>	<p>コメントを踏まえて補正致します。</p>	<p>○</p>	仕様表	追表1建-1	p115
			仕様表	追表1建-1	p131
			仕様表	表へ設-9	p932
			仕様表	表へ設-10	p934
			仕様表	表へ設-11	p936
			仕様表	表へ設-15	p944
			仕様表	表へ設-16	p946
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-2-2	p2388
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-2-2	p2389
			添付書類1-1 事業許可との対応	表2	p2439
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-1-3	p2575
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-1-3	p2577
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-1-3	p2578
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-1-3	p2579
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-1-3	p2580
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-1-5	p2589
			添付書類1-1 事業許可との対応	表1-1-5	p2590
			仕様表	表4-2-1-1	p2625
			仕様表	表4-2-1-1	p2626
			仕様表	表4-2-1-2	p2627
			仕様表	表4-2-1-2	p2628
			仕様表	表4-2-1-2	p2629
			仕様表	表4-2-1-2	p2630
			仕様表	表4-2-1-2	p2631
			仕様表	表4-2-2-1	p2633
			仕様表	表4-2-2-1	p2634
			仕様表	表1-2-2-1	p2635
			仕様表	表4-2-2-2	p2638
			仕様表	表1-2-2-2	p2639
			仕様表	表1-2-2-2	p2640
			仕様表	表1-2-2-2	p2641
			仕様表	表1-2-3-1	p2642
			仕様表	表1-2-3-1	p2643
			仕様表	表1-2-3-2	p2644
			仕様表	表1-2-3-2	p2645
			仕様表	表1-2-4-1	p2646
			仕様表	表4-2-4-1	p2647
			仕様表	表4-2-5-1	p2648
			仕様表	表4-2-5-1	p2649
			仕様表	表4-2-5-3	p2652
			仕様表	表4-2-5-3	p2653
			仕様表	表4-2-5-3	p2654
			仕様表	表1-2-5-3	p2655
			仕様表	表1-2-5-3	p2656
			仕様表	表1-2-5-1	p2657
			仕様表	表1-2-7-1	p2665
			仕様表	表1-2-7-2	p2666
			仕様表	表1-2-7-2	p2667
			仕様表	表1-2-7-2	p2668
			仕様表	表1-2-7-2	p2669
仕様表	表4-2-7-3	p2670			
添付書類II 設工認技術基準への適合に関する説明書	表1-2-2	p2738			
添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料1建	p2787			
添付説明書	添付説明書-1建1	p2915			
添付説明書	添付説明書-1建1	p2916			
添付説明書	添付説明書-1建1	p2917			
添付説明書	添付説明書-1設1	p3076			
<p>全般0402-19 P2465 臨界防止：事業許可との整合性の関で、「臨界防止の評価はLO2ベレットを取り扱う状態で評価している」と説明している部分について、加工事業変更許可申請書の該当ページに記載すること。</p>	<p>事業許可のP160に第3核燃料倉庫で取り扱う核燃料物質の状態を記載しています。本申請にて、許可の記載に追加してLO2ベレットも取り扱うこととしたことから、許可からの変更点として記載しています。臨界評価については、P3092の臨界計算番号5に記載しており、LO2ベレットを取り扱う状態で評価しております。</p>	-	-	-	
<p>全般0402-20 P2467 外部衝撃：事業許可との整合性の説明中、「*16次申請で申請中としている意図が理解できないので、第6次の申請内容と、第7次で認可を受けようとする設計について説明してください。また、第6次申請の説明は、認可を受けた設計と相違ないことを確認したうえで、認可済みと記載すること。</p>	<p>第6次の申請内容は「打油用タンクローリーの経路が許可とは異なるが、建物から隔離する変更ゆえ設計内容は変わらず事業許可と整合している」というもので、第7次で認可を受けようとする設計は6次で申請した経路を7次でも適用する」というものです。 第6次申請の説明は、認可を受けた設計と相違ないことを確認したため、本申請書では「認可済み」と記載します。</p>	○	添付書類1-1 事業許可との対応	表2	p2442

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正中申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 一：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3068 全般0402-21 P2467 内部漏水：新たに設定した漏水防護区画H-1の給水水位の算定について、P1907で別途確認。	#3064と同じ	○	添付説明書	添付説明書-建7	p3047
3069 全般0402-22 P2468 廃棄物貯蔵設備(1)のドラム缶の段積をしないうことに変更点は、非常用電源設備ではないので修正すること。	段積みとすることとしたので許可からの相違点から除外します。	○	(旧p2468)を削除		
3070 全般0402-23 P1381 仕様表、P2109 図1設一図23に、(818)廃棄物貯蔵設備(1)がどこに設置されているのか記載されていないので、設置位置を図中に明示すること。ドラム缶350本を平均みで保管廃棄する能力を有していること(構造)がわかるように図示すること。	818)廃棄物貯蔵設備(1)は、ドラム缶を保管するエリアのことです。事業許可に示した最大保管能力は、2段積みで300ドラム缶350本相当です。その状態を図示いたします。	○	保管廃棄設備	図1設一図23(1/2)	p2073
			保管廃棄設備	図1設一図23(2/2)	p2074
3071 全般0402-24 P2468 廃棄物貯蔵設備(1)の設計変更に関連し、既認可の第1廃棄物倉庫の設計に与える影響の有無(例えば、安全避難通路、更なる安全裕度等)を説明すること。	図1設一図23に示すように出入口の扉の前には安全避難通路に通ずる十分なスペースが確保できています。また建屋壁として期待する壁に対しても、スペースを確保できています。従って、既認可の放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の設計に与える影響はありません。	-	-	-	-
3072 全般0402-25 P2469 非常用照明及び誘導灯に内蔵するバッテリーの仕様(容量及び駆動時間)が、想定する避難時間以上確保できる設計であることを、技術基準への適合性を説明した添付書類に具体的に記載し、説明すること。	建設省告示第1830号、及び消防法施行規則第28条の3に基づき、非常用照明は30分以上、誘導灯は20分以上点灯可能なバッテリーを内蔵する機器を選定しており、その旨を適合説明資料21(P2872)に記載しております。	-	-	-	-
3073 全般0402-26 ●添付説明書 表2-1(P2777~) P2776 閉じ込めに係る記号の説明は、表2-1で使用している意味と整合しないように「◎」と「○」の意味を説明すること。他の安全機能についても、不整合がないか確認すること。	閉じ込めの記載は、第1種管理区域の境界を◎としています。記載の不整合を確認し、補正中申請に反映致します。	○	添付書類II 建屋の各部位の有する安全機能	表2-1	p2779
3074 全般0402-27 P2777他 最下段 関連図番号 第12条 漏水防護区画の図番号が違う。	図番号を修正させていただきます。	○	添付書類II 建屋の各部位の有する安全機能	表2-1	p2779
3075 全般0402-28 P2780 フィルタ室と階段の境界壁( )が漏水防護に係る安全機能を有する設計としている点について、当該壁面や取付け部の隙間から漏えいしない設計であることを説明すること。	( )の壁は塗装すること、及び取り付け部はシールすることにより、漏水防護区画境界として漏えいを防止しております。	-	-	-	-
3076 全般0402-29 ●劣化・天然ウラン倉庫 劣化・天然ウラン倉庫の仕様表、図面、添付説明書についても、第3核燃料倉庫と同様に、不明瞭な部分があるので再確認し、補正中申請時に、確認範囲、確認結果を説明すること。	再確認の上、補正中申請いたします。	○	概要図	図へ建-1-9	p1789
			配置図	図へ建-1-10	p1790
3077 全般0402-30 ●4月2日面談の新規確認事項 P1672 追表り設-1(第5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表：今回、切替配電盤等の付属設備が追加され、技術基準に基づく仕様も追加されている。切替配電盤は、屋外に独立して設置されていることから、技術基準で求められる全ての安全機能に対して漏れなく申請していること、表3-5に準じた表を作成し、説明すること。 仕様表に主語として切替配電盤がわかるように記載を工夫してください。	拝承。切替配電盤に対する要求が分かるよう、仕様表を見直し致します。	○	仕様表	追表り設-1(5次)	p1708
			仕様表	追表り設-1(6次)	p1709
3078 全般0402-31 ●許可との関係について、次の点も含めて説明してください。(第1次～第7次申請全体を俯瞰した確認として、而認回答No. 3040 ~ No. 3043に含めて回答してください。) 添付-207 制御盤への水の進入を防止するために、制御盤に被水カバーを設置する設計、又は配管に被水防止カバーを設置する設計を、第7次までの設工認でどのように整理して申請しているのか。 添付に記載した放射線管理を行うために必要となる、設工認申請対象の設備・機器(放射線管理棟 遮断機、高性能エアフィルタ等の廃棄設備など)が、詳細内容を踏まえ設置する設計としていること。	被水が想定される範囲にある排気設備の制御盤は被水防護カバーを設置しています。一方、被水を想定しない範囲にある排気設備の制御盤は被水防護カバーを設置していません。第3核燃料倉庫の制御盤は後者に該当しますので、被水防護カバーを設置する対象にはしていません。 なお、排気設備の制御盤以外の制御盤では基本、配線用遮断器で被水による電気火災防止対策を行っています。 また、添付に記載した放射線管理機器は、#3056の回答に沿って設工認申請を致します。その他、各種評価で期待する機器の申請状況についても確認致します。	-	-	-	-

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分	ページ数	
3079 全般0402-32 P706 表へ1 粉末容器構内運搬車、ベレット構内運搬容器、燃料格納内運搬車等の運搬用について、加工事業規則、事業所内運搬規則、及び加工事業変更許可を踏まえ、事業所内で核燃料物質をどのように運搬するのか、考え方を説明してください。	保安規定第58条に記載のとおり、加工規則第七条の六に定める措置(以下)を講じた上で事業所内を運搬しています。 ・臨界のおそれがないよう対象の運搬車及び容器は全て形状管理を施しています。 ・核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者を同行させ、保安の監督を行っています。 ・作業者は被ばく測定器を装着し、かつ作業衣、保護具を着用しています。 ・外被する直方体の各辺が10cm以上で運搬中にき裂、破損が生じない容器に封入して運搬しています。 ・容器及び運搬機器には定められた標識を付けています。 ・運搬経路には標識設置、見張り人配置等を行ない、運搬に従事する者及び運搬車両以外の車両の立入りを制限しています。  構内運搬経路を図へ設-5に示すとともに、上記及び外部衝撃に対する説明を適合説明書に追記します(外部火災に対する設計については仕様表に設計番号を追加)。	○	仕様表 仕様表 仕様表 仕様表 材料一覧 材料一覧 材料一覧 添付図面(設備目次) 配置図 燃料格納貯蔵設備 機器配置図 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 II 設工認技術基準への適合に関する説明書 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書	表へ設-10 表へ設-12 表へ設-15 表へ設-16 別表へ設-12 別表へ設-15 別表へ設-16 目次 図へ配-5 図へ配-16 図り配-6 表1-2-2 表1-2-2 資料5設 資料5設 資料23設 添付説明書-設6 添付説明書-設6-1 添付説明書-設6-1	p935 p939 p945 p947 p979 p982 p983 p1872 p1914 p1945 p2211 p2388 p2738 p2809 p2819 p2904 p3315 p3362 p3364
3080 0402-1地震 No.2983の更新。P2797適合説明書6-1設1では、配管系統で事業許可安全機能一覧から耐震重要度分類を変更している旨の記載をしているが、配管系統で変更している箇所があるのではないのか。	シリンダ検査装置(第1類)は、シリンダ洗浄装置で十分な回数の洗浄を行った後のUF6シリンダの検査を行う装置であり、U濃度は液体廃棄物レベルの洗浄液です。この廃液は耐震重要度分類第3種の洗浄液受槽(2)に送液するため、シリンダ検査装置から洗浄液受槽(2)への配管は耐震重要度分類第3種に設定しています。6次申請に際して、配管系統の耐震重要度分類を本体機器から変更している旨を適合説明書に記載します。	○	添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料3設	p2799
3081 0402-2地震 No.2986の更新。図り配-1の記載位置が通常の停止位置か、地震時の落下形態、二次的な衝突事象を考慮しても第1期の設備に影響を与えないことを示すこと。また、搬送時を除外する理由について、搬送時間等も踏まえ定量的に示すこと。	図示している位置は通常時の停止位置を示しています。落下事象による上位設備の損傷の可能性を排除するため、上位の分類に属する設備・機器の地震力が当該クレーンに作用しても波及的破損を生じない設計となることを申請書に記載いたします。なお、現設計において、上位の地震力が作用しても波及的破損を生じないことを確認しています。	○	仕様表 添付書類 1-1 事業許可との対応 添付書類 II 設工認技術基準への適合に関する説明書	表へ設-6 表1-2-1 表1-2-1	p159 p2387 p2737
3082 0402-3地震 No.2988の更新。転倒防止部の耐震強度に係る計算結果、検定比等を設備の耐震計算書に記載すること。また、転倒防止部に本体側の張出し部材が含まれていないか、評価結果を示すこと。	転倒防止部の耐震計算結果を設備の耐震計算書(添付説明書-設3-1)に記載します。また、転倒防止部本体側の張出し部の検定比は□□となります。	○	耐震計算書 耐震計算書	添付説明書-設3-1 添付説明書-設3-1	p3191 p3193
3083 0402-4地震 No.2989の更新。防振支持の設備・機器の水平地震力の取り扱い、算出方法は、設備の耐震性に関する説明書(基本方針書)に記載がないので反映すること。	防振支持の設備・機器の水平地震力の取り扱い、算出方法を設備の耐震基本方針書(添付説明書-設3)に記載します。	○	耐震計算書	添付説明書-設3	p3181
3084 0402-5地震 No.2990の更新。高力ボルト□□の適用箇所、JIS規格から削除された経路、損傷事例の有無、使用上の対策(許容基準の保証等)について説明すること。	高力ボルト□□を使用している損傷事例等を踏まえ、JIS規格にある高力ボルトに変更(改造)します。	○	仕様表 仕様表 材料一覧 粉末貯蔵設備 耐震計算書 耐震計算書	表へ設-9 表へ設-9 別表へ設-9 図へ設-9(5/6) 添付説明書-設3-1 添付説明書-設3-1-付1	p932 p933 p976 p1935 p3191 p3196
3085 0402-6地震 No.2992関連(内容は新規)。 水素供給設備系統図(P2247)で設工認申請対象外とする配管ラインは水素ガス供給配管系統(913)に含まれるのではないのか、申請対象外とする理由を説明のこと。	屋外の水素配管は、損傷した場合でも大気拡散してしまい水素爆発に繋がらないことから、安全機能はないため申請対象外としています。但し、水素貯蔵室内は密閉されていないものの、壁と屋根に囲まれているため、水素滞留の可能性を考慮し、保守的に申請対象(913)としています。	-	-	-	-
3086 0402-7地震 No.2992関連(内容は新規)。 水素供給停止設備系統図(P2248)のインターロック(917)(918)は避所非同様第3種であるが、インターロック線の色と混同する。記載方法について検討のこと。	拝承します。系統図を修正します。 (線が細かったため、太くして、色が明確に識別できるようにします)	○	系統図	図り系-3(1/5)	p2215
3087 0402-8地震 添付説明書-設6-1 落下防止設計について(P3343)。 2. 基本方針の(B)と(C)の違いは、添設設6-1-1表で保管期、ドラム缶ウラン量測定装置がBとなっているが、細径円筒形状のものは、収納物等を示すのか。	Bは転倒しない細径円筒形状、Cは転倒する可能性がある細径円筒形状を考慮しています。保管期における細径円筒形状は廃液容器、ドラム缶ウラン量測定装置における細径円筒形状はドラム缶を示しています。	○	添付説明書	添付説明書-設6-1	p3362
3088 0402-9地震 P2468 表2事業許可との相違点リストで廃棄物貯蔵設備(1)のドラム缶は段積みしないことにより本申請では落下防止を設けないとあるが当該エリアではワイヤ固定ボルトが申請されている。ドラム缶はどのような状態で貯蔵されるのか説明のこと。又、図ト設-図23にはドラム缶の保管状態を明示すること。	図ト設-図23にワイヤ縛縛によるドラム缶の保管状態を明示します。	○	保管廃棄設備 保管廃棄設備	図ト設-図23(1/2) 図ト設-図23(2/2)	p2073 p2074



7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分	ページ数
3089 外部衝撃 0402-1 p1617空シリンダ置場。置場内で保管する空シリンダへの外部衝撃の影響、空シリンダの設置方法について、整理して説明すること。	空シリンダ置場に設置するシリンダはウラン回収設備(第4系列)においてシリンダ内のウランを回収して施設外へ持ち出せる状態下のシリンダを保管しています。よって、この空シリンダに対して、外部衝撃の影響は考慮する必要はないと考えております。 なお、竜巻により空シリンダ自体が他の安全機能を有する施設への影響因子になる恐れが懸念されますが、空シリンダ自体は形状、質量の点から竜巻でも浮き上がることはないため、空シリンダ自体が他の安全機能を有する施設へ影響する因子とはなりません。	－	－	－
3090 間違0402-1 No.2996の更間。排水貯留施設の液位高警報設備の設置位置の設定根拠(p3315)について。 想定送液量は、施設内の各廃液処理設備からの排出分のみを想定したのか。雨水の流入は想定しないのか。 液位上昇の時間については、警報吹鳴後、排水を分析し、必要な社内手続きを経て、実際に放出するまでの時間を考慮した値か。	排水貯留施設の液位高警報設備の設計条件となる想定送液量は、施設内の各廃液処理設備からの排出分のみを想定しており、雨水の流入は想定していません。 液位上昇の時間については、警報吹鳴後、一般雑排水を含め工場内に点在する屋内外の複数の送液ポンプを停止する必要があります。そのため、送水停止までに要する時間は屋内のクック類から比べ時間を要します。なお、2つの貯留池のうち片方の貯留池が満水になる前に、空の状態である他方の貯留池に廃液処理設備からの流入先を切り替え、満水になった貯留池の排水を分析した後、海洋放出する選別しているため、雨水の流入を想定したとしても溢れることのない運転要領としています。本運転要領は保安規定で規定します。	○	添付説明書	添付説明書-設8 p3393
3091 間違0402-2 No.3000の更間。 p2051図1-設14では、廃液処理室と洗浄室の間が壁で区切られているように見えるが、壁はないのか。あるいは、壁に服としての機能を期待しないのか。	廃液処理室と洗浄室の間は壁で区切られていますが、壁に設けている波抜穴を通して、廃液が行き来するため、洗浄室の一部、廃液処理室、沈殿槽室全体が取となります。	－	－	－
3092 溢水0402-1 既認可の建物の溢水の添付説明書において、溢水水位の算出根拠として、「ウラン廃液等を内包する設備・機器からの溢水量」が記載されているが、この値は、これまでに申請された設備・機器の耐震重要度分類、内容量等と、齟齬はないか。算出の考え方について、整理して説明すること。 例：4次申請最終補正p2168では、溢水防護区画2(成型工場、放射線管理棟(本体部))のウラン廃液等を内包する設備・機器からの溢水量は35m <sup>3</sup> 。同区画内で、ウラン廃液等を内包する2・3類機器は、(772)チェックタンク(1)～(3)、(778)保管棚の廃液容器160個で、これらの内容量の合計値を切り上げた値が35m <sup>3</sup> ということか。	ご認識の通り、溢水源となる機器は、(772)チェックタンク(1)～(3)と(778)保管棚に付属する(779)廃液容器のみです。(772)チェックタンクが、(779)廃液容器が0.02m <sup>3</sup> /個×160個であり、合計値を切り上げて35m <sup>3</sup> としています。	－	－	－
3093 安全避難通路0402-1 【確認】バッテリーは内蔵型か、別途設置し接続する設計か明確にすること。 【746 劣化・天然ウラン倉庫 仕様表】緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)を非常用ディーゼル発電機に接続しない設計が、加工事業変更許可(730他)に記載した基本設計方針に従った設計であることを説明すること。	劣化・天然ウラン倉庫は約80m <sup>2</sup> と小さく内部に扉がない構造であるため、バッテリーで非常用照明、誘導灯が点灯している20分間に避難は可能ですが、他の建物と同様に非常用ディーゼル発電機に接続することといたします(83183と同じ)。	○	仕様表 非常用通報設備	表へ建-1-2 p859 図1非-2-3 p1852
3094 安全避難通路0402-2 【確認】設計基準事故の発生が想定される既認可の建物の仕様表に、【13.1-建1】設計基準事故が発生した場合に用いる懐中電灯及びポークプル発電機を含む光源器具が反映されているか確認すること。 【水平展開】事業許可に記載された設備・機器の中で、安全機能番号を持たない設備・機器でも技術基準に照らすと設工認申請する必要がある設備・機器がないか再確認すること。	設計基準事故の発生が想定される建物の仕様表に【13.1-建1】が漏れなく記載していることを確認いたします。	－	－	－
3095 遮蔽0402-1 No.3020の更間。 空シリンダ置場内の空シリンダの置き場所が記載されていない。置き場所を明確にし、空シリンダとフェンス外側の間に十分な距離が確保されていることを説明すること。	空シリンダ置場に設置するシリンダはウラン回収設備(第4系列)においてシリンダ内のウランを回収して施設外へ持ち出せる状態下のシリンダを保管しています。このため、遮蔽評価上、ウランの存在は想定しておらず、空シリンダとフェンスの間の隔離距離設定は不要となります。 このように遮蔽評価上、考慮不要の空シリンダですが、不用意に接触のない作業員が立ち入らないようにフェンスを設置しています。 なお、空シリンダ置場に空シリンダを保管する場合は、関係のない作業員との接触を避けるために、フェンスとの間に距離を置いて置くように管理しています。 この管理方法については、保安規定で規定致します。	－	－	－
3096 放管0402-1 p1543モニタリングポスト仕様表。型式欄にある記載について、高線量用と低線量用を明確にし、レンジ値を仕様表に明記すること。	拝承します。仕様表を修正し、高線量用/低線量用の区別とレンジ値を記載します。	○	仕様表	表チ設-5 p1561
3097 放管0402-2 外部電源が喪失した際、モニタリングポストの社外送送網を使用した伝送は維持されるのか。	非常用発電機からの給電開始までの間、記録盤内蔵のバッテリーから、測定値表示モニタ及びカメラ(インターネット通信機器含む)にも給電されるため、停電時にもモニタリング測定値はインターネットに伝送されます。すなわち、社外送送網を使用した伝送は維持されます。	○	仕様表 機器配置図 系統図	表チ設-5 p1561 図予配-5 p2144 図予系-3 p2150
3098 汚染防止 0402-1 p1322,1323廃液処理室回収ピット。p1327,1328測定室回収ピット。p1345,1346ピット。 閉じ込めに【10.1-建6】(樹脂塗装)が記載されているが、汚染防止に【21.1-建1】(樹脂塗装)が記載されていない。考え方を整理して説明すること。	廃液処理室回収ピット、測定室回収ピット、ピットには人が入らないため、汚染防止に【21.1-建1】(樹脂塗装)を記載していません。	－	－	－

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		
			修正箇所	ページ数	ページ数
3099 非常用電源 0402-1 No.3021,3022の更新。 放射線管理施設の各設備・機器と非常用電源・無停電電源装置・バッテリーとの接続について、仕様表上で一覧表にまとめて記載すること。(建物の仕様表を参照)	拝承します。仕様表を修正します。	○	仕様表 仕様表 仕様表 仕様表 仕様表 接続設備 接続設備	表仕様-1 表仕様-2 表仕様-3 表仕様-4 表仕様-5 図チ系-4 (1/5) 図チ系-4 (4/5)	p1560 p1553 p1555 p1560 p1562 p2151 p2154
3100 非常用電源 0402-2 P848 劣化・天然ウラン倉庫 仕様表：[24.1-建2]非常用照明・誘導灯について、バッテリーを内蔵することで、非常用ディーゼル発電機に接続しない設計としている。加工事業変更許可申請書(P20)等、許可された方針に基づく設計であることを説明すること。	劣化・天然ウラン倉庫は約80m2と小さく内部に扉がない構造であるため、バッテリーで非常用照明・誘導灯が点灯している20分間に避難は可能ですが、他の建物と同様に非常用ディーゼル発電機に接続することといたします(#3183と同じ)。	○	仕様表	表へ建-1-2	p859
3101 通信連絡 0402-01 P849 劣化・天然ウラン倉庫の通信連絡設備(電話設備)について、[25.1-建1]で電話設備として無線式のみ設置する設計としている。電話設備については、加工事業変更許可(P20)を踏まえ、多様性を確保した電話設備(有線式、無線式)を設置すること。	電話設備(有線式、無線式)を設置します。	○	仕様表 緊急対策設備(1) 非常用通報設備 添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表へ建-1-2 図リ非-1-3 図リ非-2-3 資料21建	p859 p1849 p1852 p2878
3102 工事計画 0402-1 P782へ「核燃料物質の貯蔵施設」の申請書本文の記載について、主に第3核燃料倉庫の記載で不明な点等は次のとおり。 【水平展開】本申請に係る建物・構築物・設備・機器についても、下記の観点から再確認し、補正すること。 ・第1種管理区域内の工事があがる、汚染の拡大防止(グリーンハウスなど)について記載がないのはなぜか。 P803第3核燃料倉庫 4.1.1 (1)手順	第3核燃料倉庫における第1種管理区域境界で実施する工事では、汚染拡大防止の観点から負圧を維持するため、仮囲いを設ける旨を記載しております。	○	参考資料	資料8	p3455
3103 工事計画 0402-2 第1種管理区域内の工事があがる、放射性廃棄物の管理方法、放射性廃棄物でない廃棄物の管理方法について記載がないのはなぜか。	拝承します。第1種管理区域内の工事で発生する廃棄物の管理方法を追記いたします。	○	工事の方法 工事の方法		p815 p1183
3104 工事計画 0402-3 なお書き「下から2つめの(ボツ)外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。」とあるが、対象工事は何か。	工事の方法の手順に記載している事項は、工事を実施する上で一般的な事項を記載しており、第3核燃料倉庫での建物工事で外壁を貫通する工事はありません。	-	-	-	-
3105 工事計画 0402-4 【確認】第7次申請で撤去又は一時取り外し等、準備工事の計画について申請しているか。計画している場合、当該工事の計画について、記載しているか。	第7次申請で準備工事は計画しておりません。	-	-	-	-
3106 工事計画 0402-5 P805 図へ-1 工事の手順フロー 加工施設の性能検査 注2 (記載の検査の方法については、検査の項目及び方法について、機能性能を確認する為に必要な方法で実施する計画であることを具体的に説明すること。	加工施設の性能検査(旧加工規則第三条の六の四号に基づく加工施設の性能検査を含む)として、商用電源喪失を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の総合負荷試験を実施する。加工施設の安全機能として、閉じ込め機能は安全を確保する上で、重要であり、最終バウンダリーである第一種管理区域を設定する建物の負圧維持を確認するものとします。	○	加工施設の性能検査		p1772
3107 工事計画 0402-6 P825 工事中の加工施設の継続使用の理由 12行目 加工の作業を伴う回転混合機(金属容器(粉末)混合)については、新規制基準の適合確認後に使用すること。新規制基準対応工事中に使用しなければならない場合、その理由を説明すること。	不定期に実施されるIAEBA環およびFNRA環による査察があった場合に使用する可能性があるため、継続利用の申請を行っています。	-	-	-	-
3108 溢水0402-2 P1640 漏水検知警報設備の仕様表にて、寸法は「型番に記載」としているが型番がどこに記載されているのか	寸法は床から電極先端までの距離が重要寸法であり、これについては図リ配-2(P2222～)、図リ配-5～1(P2284～)に明記しております。電極自体の寸法に要求がないため、削除します。(「型番に規定」を「-」に致します。)	○	仕様表	表り設-2	p1675
3109 0402-10地震 P2908 添付説明書-建2 建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントの間隔は、本加工施設が立地する地域で想定される最大震度(水平震度0.4)より大きいSクラスに属する施設に求められる程度の地震力(水平震度0.6)で生じる変位値でも建物同士が干渉しない間隔を確保し、大地震時による影響がない設計とする。 一最大震度の根拠を説明すること。	根拠は事業許可の(添三2)～(添三3)ページに記載しています。	○	添付説明書	添付説明書-建2-1	p2924

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正中請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分	ページ数	
3110	0402-11地震 P2923 基礎梁の検討で杭頭の曲げ戻し応力は考慮されているか。	杭頭はピン構造として検討しており、杭頭の曲げ戻し力は考慮していません。	－	－	－	
3111	0402-12地震 P2947 「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規程・同解説」を参照しているが、どの部位の評価で参照しているのか説明すること。 また、本文でのP792「準拠すべき主な法令、規格及び規程」に記載がないので整合をとること。	劣化・天然ウラン倉庫は、壁構造の鉄筋コンクリート造建物(柱、梁が無い構造)であり、「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規程・同解説」に基づき構造計算を行っています。 本文P792に記載の「準拠すべき主な法令、規格及び規程」に当該の規程を追記します。	○	変更の概要	p804	
				添付説明書	添付説明書-1建2-III	p2963
3112	0402-13地震 P2960 Sクラスに属する施設に求められる程度の地震力が耐震重要度分類第1類より小さい理由を説明すること。	第3核燃料倉庫の保存燃料棒貯蔵庫の耐震設計は、設備・機器の耐震重要度分類第1類の水平震度を適用することから、地震力は1.0G(MMP)の設備・機器の耐震設計方針で設定した値)のとなります。劣化・天然ウラン倉庫の劣化ウラン貯蔵容器は、土間コンクリートに直置き保管容器であり、適用する耐震重要度分類が無いことから、Sクラスに属する施設に求められる程度の地震力0.6G(=地域で想定される最大地震力)が同保管容器に作用した際の土間コンクリートに作用する反力を評価荷重としています。	○	添付説明書	添付説明書-1建2-IV	p2977
3113	0402-14地震 P2969 ピット部設備機器の耐震解析における支点反力の引用元を説明すること。	P2050 図T設-液13 に示す集水槽(液処理室)の重量3.3kNを用いて評価しています。	○	添付説明書	添付説明書-1建2-VI	p2986
3114	0402-15地震 P2981 添付説明書-1建3 適用規格で「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規程・同解説」は不要か(添付説明書-1建4についても)	添付説明書-1建3、添付説明書-1建4に「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規程・同解説」を追記します。	○	添付説明書	添付説明書-1建2-1	p2930
				添付説明書	添付説明書-1建3-1	p2998
				添付説明書	添付説明書-1建4-1	p3013
3115	0402-16地震 P2983 壁、鉄筋等への荷重と外気導入カバーへの荷重の算定の違いについて説明すること。 (外気導入カバーは気圧差荷重を見込んでいない?) また、外気導入カバーの許容応力の算定方法について説明すること。	外気導入カバーは屋外の設備であり、竜巻荷重に気圧差荷重を考慮していません。 使用材料と許容応力に関し記載が十分でないため、必要事項を追記し記載を適正化します。	○	添付説明書	添付説明書-1建3-II	p3000
				添付説明書	添付説明書-1建3-II	p3001
3116	溢水0402-3 P1640 漏水検知警報設備の仕様表にて、「『6.1-設1耐震重要度分類3類』としているがP2350のインターロック一覧表では検出端1類・2類となっている。どういった整理で、異なる分類が記載されているのか説明すること。	P3350のインターロック一覧表の注記3で記載しているように検出端の耐震分類は設置場所の耐震重要度分類を記載しております。該当箇所は耐震重要度分類1類及び2類の建物に設置しているため、対応する建物の耐震クラスを記載しております。	－	－	－	
3117	P1729、ダクトの支持間隔。 適切な支持間隔の判定基準について記載を検討すること。	拝承いたしました。但し、支持間隔についてはダクトの寸法、材質、耐震重要度分類に応じて異なるため、当該の表に数値をすべて記載することはできませんので、「(支持間隔は添付説明書-設3-3に基づく)」と追記させていただきます。なお、当該の基準は「添付説明書-設3-3 5.項 標準支持間隔法」に記載しております。 同様に、配管の支持間隔についても「(支持間隔は添付説明書-設3-2に基づく)」と追記させていただきます。	○	各設備に関する検査の項目及び方法	追表2-1-115(次)	p1766
3118	P1732、検査の判定基準で「負圧であること」について、より具体的な記載を検討すること。	拝承いたしました。但し、管理区域内の負圧については部屋毎に基準が異なるため、具体的な数値は記載できません。他検査項目の記載とあわせて「第1種管理区域内の圧力が申請内容の通りであること。」と修正いたします。なお、当該の基準は図制-気2に記載しております。	○	新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法	表2-6-1	p1768
3119	P1732、検査の高性能エアフィルタに関する判定基準で捕集効率は具体的な数値も記載できないか検討すること。	拝承いたしました。高性能エアフィルタの捕集効率は、フィルタ単体の検査記録で検査を行うため、「捕集効率は99.97%以上であること」と記載を修正いたします。	○	新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法	表2-6-1	p1768
3120	P1731、性能検査は旧規則4号相当で見直すこと。	#3106と同じ。	○	加工施設の性能検査		p1772
3121	P1732、警報に関する検査では警報のトリガーとなる計器の校正が健全であることも盛り込むこと。	検査要領書の検査前条件として、校正にかかわる部分を規定しております。	－	－	－	－
3122	可燃性ケーブル(高圧or大電流)ケーブルを使っているところを許可に記載されているものに基づき、すべて申請していること(申請範囲がわかるように)を示すこと。	別途、整理表を提出致します。	－	－	－	－
3123	地震0109-1 (附録)No.3082(更新) 閉鎖入コンベア転倒防止部について、耐震計算書に記載する計算結果、検定比は、検定比の厳しい本体側張出し部も記載すること。又、図面に耐震計算部位として追記すること。	本体側張出し部(ガイドキー)の評価結果を耐震計算書に示し、図面に評価部位として示します。	○	仕様表	表へ設-23	p961
				材料一覧	別表へ設-23	p988
				洗浄残渣貯蔵設備	図へ設-23(1/2)	p1957
				耐震計算書	添付説明書-設3-1	p3191
				耐震計算書	添付説明書-設3-1	p3193

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 一：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3124 地震0409-2 (耐震)No.3090(更新) 耐震重要度分類について、事業許可安全機能一覧から変更している箇所は、前回回答(2021/4/2,MSR-21-025)にある[795]ピット、[811]排水受槽も該当するのではないか。確認の上、反映すること。	No.2983で回答しているとおり、耐震重要度分類について、事業許可安全機能一覧から変更している設備は、[795]ピットと[811]排水受槽のみです。事業許可では[795]ピットと[811]排水受槽は液を受ける槽および槽を設置するピット部(建屋床のくぼみ部)を一括して、耐震重要度分類第3類に分類してました。設工認では、これを、コンクリートで構成される床のくぼみであるピット部と実質的に水を受ける金属製の容器である集水槽部を各々構成される部品として申請しています。コンクリートで構成されるピット部は建物の床に連結したものであるため、当該設備を設置する建物の耐震重要度分類と合わせて、[795]ピットの構成機器である“ピット”(これは床くぼみを意味する)は第2類に、[811]排水受槽の構成機器である“排水受槽”(これも床のくぼみを意味する)は第2類に変更しています。この考え方は6次申請における[760]集水ピットのピット部と同様の考え方です。集水槽部については、事業許可と同じ耐震重要度分類第3類に分類しています。[795]ピットと[811]排水受槽のピット部の耐震重要度分類を変更した考え方を資料3に記載します。	○	添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料3設	p2799
3125 地震0409-3 (耐震)No.3084(更新) 高力ボルト仕様の変更対象となる機器及び耐震計算結果他本申請において必要な変更箇所について説明すること。	高力ボルト仕様の変更対象となる機器は、スクラップ貯蔵機(粉末用)(第3核燃料倉庫)のリフタです。変更箇所は以下となります。 ・添付説明書-設6-1 計算結果 ・添付説明書-設6-1-付1 振付ボルトの許容限界 ・表へ設-9 ・別表へ設-9 ・図へ設-9	○	-	-	-
3126 地震0409-4 (耐震)P1919. 図イ系-補1 ウラン回収設備(第4系列) 凝縮器はシリンダ洗浄装置の配管系統(第1期)からウランを内包する流体が流入するが、当該配管系統の一部として第1類に分類されないか。第3類とする根拠を示すこと。	凝縮器及び当該配管系統は、シリンダ洗浄操作の最終段階としてフラッシング後の乾燥操作用の蒸気のみ通気する機器及び配管であり、ウラン濃度は低いため、第3類に分類しています。シリンダ洗浄装置から凝縮器までの配管系統も同様にウラン濃度は低いが、シリンダ洗浄装置の付属設備となるため、親機の耐震重要度分類に合わせて、第1類に分類しています。	-	-	-	-
3127 地震0409-5 (耐震)P3217. グットの耐震設計の基本方針8~9行目、本申請において傍理支持間隔法によらず、個別解析に基づき支持間隔を設定した箇所があれば記載すること	本申請において、個別解析を実施する箇所はありません。	-	-	-	-
3128 地震0409-6 No.3111更新。 添設柱2-III.3-1表 各構造部材の最大検定比一覧(P2949)では壁柱の検定比が記載されているが、部材一覧(P2953~)では壁柱の記載がない理由を説明すること。 また、同最大検定比一覧表で耐震壁の検定比が記載されていない。	当該建物は、壁式鉄筋コンクリート造の建物であり、建物構造として柱は無く耐震壁を柱として扱う構造となっています。P2954に耐震壁の断面を記載していますが、柱の文字の記載がないので適正化します。 また、前述の構造の建物であり、耐震壁の検定比は壁柱の検定比となります。なお、壁柱の鉛直(固定)荷重(鉛直)に対する長期の検定比に比べ、せん断はありますが、軸力に対する検定比はあるので追記します。	○	添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書	添付説明書-柱2-III 添付説明書-柱2-III 添付説明書-柱2-III付録2 添付説明書-柱2-III付録2	p2962 p2965 p2970 p2971
3129 閉込0409-1 No.3090の更新。 No.2996の回答で、廃水貯留池には簡易的な目よけを設置すると説明があったが、目よけそのものは設工認対象施設ではない。目よけの損傷等により、万一、雨水が流入した場合でも、廃水貯留池から溢水が溢れないことをソフト対応も含めて、整理して説明すること。	2つの貯留池のうち、片方の貯留池が満水になる前に、空の状態である他方の貯留池に廃液処理設備からの流入先を切り替え、満水になった貯留池の排水を分析した後、海洋放出する運用としているため、雨水の流入を想定したとしても溢れることはない運転要領としています。本運転要領は保安規定で規定します。 片方の貯留池が満水になってから海洋放出までに要する時間は、廃液処理設備からの流入先の切り替え作業時間、分析作業時間を合計して3時間です。一方で、空の排水貯留池が満水になるまでの時間は、保守的に片方の貯留池が満水の状態(雨水が流入すると空の貯留池にオーバーフローして流れ込む状態)を考慮すると、最大降雨量150mm/hの条件では、300mm/hの雨水が降り注ぐとみられます。排水貯留池高さ約3000mmであるため、満水になるまでに約10時間かかります。分析に要する時間が最大でも3時間なので、満水になるまでに排水に係ることができるので、雨水の流入を想定したとしても溢れることはありません。	-	-	-	-
3130 閉込0409-2 No.3091の回答について、申請書の図面からは読み取れないので、明記すること。	図ト設-液14に、壁面に設けた液抜穴の断面図を明記します。	○	廃液処理設備(3)	図ト設-液14	p2014
3131 閉込0409-3 P3328添設設6-9表、専用扉…の拡大防止。耐圧貯槽(設工認対象外)の形状、容量、地震時に周囲の申請設備に影響を与えない説明のこと。又、※4では耐圧水槽とあるが、機器名称を確認のこと。	地震時に耐圧貯槽が波及的破損を生じさせる可能性のある設備は、[250]堰(シリンダ洗浄装置のみ)です。[250]堰は専用扉として、単一液障による第1期機器からの漏えい時に期待する設備であり、地震と単一液障が重畳する可能性は極めて低いため、耐圧貯槽は第1期相当の地震に耐える必要はありません。また、第2期相当以下の地震による漏えいに対しては、建屋風圧に期待する設計としているため、[250]堰に波及的破損が生じても問題ありません。 P3329の※4については、耐圧貯槽に修正します。	○	添付説明書	添付説明書-設6	p3348
3132 搬送0409-1 P3343. 落下防止設計の基本方針2.基本方針E.クレーンの積荷(核燃料物質)の落下防止設計としてラッチロック式フックのみで十分とする理由について、UF6シリンダ、粉末輸送容器、ドラム缶等の搬送形態を踏まえ説明のこと。	ラッチロック式フックに接続する吊具によるUF6シリンダ、粉末輸送容器、ドラム缶の搬送形態を添付説明書-設6-1に示します。	○	添付説明書 添付説明書	添付説明書-設6-1 添付説明書-設6-1	p3369 p3370

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めて示す。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 -：回答のみ	申請書修正部分	ページ数	
3133 搬送0409-2 (搬送設備)P3354.3355. 第1廃棄物処理前室及び放射線管理棟前室のクレーンは、搬送重量と定格荷重が同一で余裕がないが、吊り具等付帯設備の重量は考慮されているのか、クレーンの仕様上(ジブクレーン)、取り扱い位置等の制限は必要ないのか、説明のこと。	定格荷重とは、ラッチロック式フックの重量を控除した、搬送物のみの重量を指し、最小揚重荷重となる場所である。搬送物をアームの先端で吊ることができる重量です。ラッチロック式フック(約10kg)を含めた搬送重量の最大値は、定格荷重ではなく吊上荷重として規定されており、当該クレーンの吊上荷重は490kgです。 搬送物であるドラム缶に収納する内容物(放射性廃棄物)は、秤量器によって450kg以下であることを社内の要領書に規定し、搬送の度に重量を確認しています。 また、ドラム缶重量が約20kg、吊り具重量が約8kgであることから、ドラム缶重量、内容物重量及び吊り具重量を合計した値を切り上げて、搬送重量を480kgとしています。従って、搬送重量が定格荷重を上回ることはありません。	-	-	-	
3134 搬送0409-3 (搬送設備) P1953図へ設-1(2/2)。※で粉末輸送容器を置く場合は、一部のUF6シリンダは貯蔵しないとするが、貯蔵を制限する目的は何か。	原料貯蔵所に粉末輸送容器を貯蔵する場合には、粉末輸送容器及びシリング貯蔵ピットに収納するクラン吊の合計が、原料貯蔵所にUF6シリンダだけを貯蔵する場合のクランの最大貯蔵能力を超えないようにするため、シリング貯蔵ピットの一部を使用できないようにすることとしており、保安規定に規定し、管理しています。	○	添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23設 p2902	
3135 放管0409-1 モニタリングポストに警報は設置してないのか。原災法の通報基準として5µSv/hが規定されていたが、新規法の要求ではないので、設工認対象外という整理か。	モニタリングポストに警報は設置しております。次回補正にて明記するようにします。	○	仕様表 仕様表 各設備に関する検査の項目及び方法 添付図面(設備目次) 系統図 添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応 添付書類Ⅱ 設工認技術基準への適合に関する説明書 添付説明書	表予設-5 表予設-5 表2-4-1 目次 図字刷-3 表1-2-6 表1-2-6 添付説明書一設6付録1	p1561 p1562 p1763 p1876 p2179 p2396 p2743 p3372
3136 廃棄0409-1 p1144.「廃水貯留池は…認可されている。」の主旨が不明確。既認可では、その他の加工施設として申請して認可を受けていたが、本申請で廃棄施設に施設区分を変更して申請すると言うことか。	既認可の設計工事認可でも廃棄施設として申請しておりました。不適切な記載であり、削除いたします。	○	変更の概要	p1158	
3137 遮蔽0409-1 No.3095の更新。 No.3020の回答で、従業者が不用意に空シリンダに近接することを防止すると説明があったが、フェンスの設置だけでは説明が不十分。従業者が空シリンダ又はフェンスに不用意に近づけない方法について、ソフト対応も含めて整理して説明すること。	空シリンダ置場に空シリンダを保管する場合は、関係のない作業員との接触を避けるために、フェンスとの間に距離をおいて置くように管理しています。 この管理方法については、保安規定で規定致します。	-	-	-	
3138 検査0409-1 No.3121の更新。 計測機器の測定範囲について、仕様表に明記すること。モニタリングポスト以外の放射線管理施設にも水平展開すること。	放射線管理施設の計測機器については、測定範囲を適合説明書(資料16設)に記載します。	○	添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設 資料16設 資料16設 資料16設	p2864 p2865 p2867 p2868
3139 全般0409-1 P1372仕様表設-図19 除染設備プラスト装置について、図面(P2103-)を確認すると、複数の機器から構成されているが通常運転時、それぞれがどのような機能を持ち、どのように運転するのか。 また、型式の記載で微粒子噴霧式とあるが、サンドプラストのように研磨剤を用いるという理解でよいか。その場合、使用済みの研磨剤をどのように処理するのか。	プラスト装置はサンドプラストのように研磨剤(粉末)で表面の汚染物を剥離します。サイクロンにより剥離した廃棄物と微細化した研磨剤は分離され集塵機に移行し、粒形の大きい研磨材は再利用します。また、集塵機で剥離した廃棄物と微細化した研磨剤は共に回収され、放射性固体廃棄物として、保管廃棄設備で保管廃棄します。	-	-	-	
3140 全般0409-2 (全般)No.3070.(副機)3088(更新)。 廃棄物貯蔵設備(1)におけるドラム缶の地震及び内圧変動に対する固縛等の設備対応は、半履き(175本)が前提となっている。一方、廃棄施設としての仕様は50本(固縛から2段積みが必要)で、本申請における設計仕様と不整合がある。保管容量を含め必要な変更内容について説明すること。	ドラム缶保管容量が550本となるよう、廃棄物貯蔵設備(1)の設計を2段積みに見直し。また、許可からの変更点リストから当該箇所の変更点を削除します。	○	仕様表 材料一覧 添付図面(設備目次) 保管廃棄設備 保管廃棄設備 添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応 添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応 添付書類Ⅱ 設工認技術基準への適合に関する説明書 添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 (図p2168)を削除	表ト設-図23 別表ト設-図23 目次 図ト設-図23(1/2) 図ト設-図23(2/2) 表1-2-5 表5-2 表1-2-5 資料23設 添付説明書-設4 添付説明書-設4 添付説明書-設4 添付説明書-設6-1	p1398 p1437 p1875 p2073 p2074 p2395 p2678 p2742 p2902 p3278 p3281 p3282 p3364

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 一：回答のみ	申請書修正部分	ページ数
<p>3141 全般0409-3 ●許可及び保安品質保証計画書に基づく設工認申請に係る品質管理の活動について(P2679～)、第1次～第7次設工認申請全体を対象に、設計結果が認可基準の適合性の確認結果に関して、次の点を説明してください。 ・設工認申請対象の加工施設の設計及び工事の計画を作成する担当課長とその範囲(設計等を調達する場合も、当該施設の設計に責任を有する担当課長) ・設工認申請した設計及び工事の計画のレビュー・承認プロセスで確認された設計上の不整合等と具体的な対応 ※第1次～第7次設工認で分割申請の設計取扱い、建物と設備・機器の設計取扱いがある場合、申請漏れや設計上の不整合については、具体的に説明する。</p>	<p>設備使用部門と許認可担当部門からの設工認申請対象の加工施設に対する設計要求のもとで設備技術課が設計及び工事の計画を作成し、設備技術課長が承認しました。 (設計等を調達する場合も設計技術課長が設計に担い責任を有します。) 作成された設工認申請の設計及び工事の計画について、設備使用部門、許認可担当部門等がレビューし、設計上の不整合があれば、設備技術課が修正し、再度レビューし、レビュー結果に問題なければ設備技術課長が承認しました。 設工認申請書の作成、レビューの体制を含め、分割申請(第1次～第7次)の最終申請における確認事項については、設工認申請書の末尾に参考資料として、確認結果を添付いたします。</p>	<p>○</p>	<p>参考資料 設工認分割申請の最終申請における確認</p>	<p>p3407</p>
<p>3142 全般0409-4 P900 追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表 ・欄外：先行申請した既認可の申請番号は、第1次～第6次の初回申請の番号を記載する。</p>	<p>「申請中」としているページの記載を見直し、補正申請の際に、原則として、1～6次申請のそれぞれの認可番号を記載します。ただし、当社申請番号が望ましいものについては、これまでの申請と同じく、先行申請書番号の最終補正番号(認可された申請書)を記載します。例えば、P.185の6次申請追仕様表(追表イ設-11(5次))については、「添付図」、「主要な構造物」欄の別表については、5次最終補正申請版の別表イ設-11、図イ配-1、図イ系-2などを引用(7次申請の図イ配-1ではない)を意図して当社申請書の最終補正番号を記載しております。</p>	<p>○</p>	<p>仕様表 追表イ建-1 追表イ建-2 追表ハ建-1 追表ハ建-2 追表ホ建-1 追表ヘ建-4-1 追表ヘ建-4-2 追表ヘ建-4-3 追表ト建-3-1 追表ト建-3-2 追表ト建-3-3 追表ト建-3-4 追表ト建-3-5 追表ト建-3-6 追表ト建-3-7 追表ト建-3-8 追表ト設-1(4次) 追表ト設-1(4次) 追表ト設-2(4次) 追表ト設-2(4次) 追表ト設-3(4次) 追表ト設-3(4次) 追表ト設-4(4次) 追表ト設-4(4次) 追表ト設-5(4次) 追表ト設-5(4次) 追表ト設-6(4次) 追表ト設-6(4次) 追表ト設-7(4次) 追表ト設-7(4次) 追表ト設-8(4次) 追表ト設-8(4次) 追表ト設-9(4次) 追表ト設-9(4次) 追表ト設-10(4次) 追表ト設-10(4次) 追表ト設-11(4次) 追表ト設-11(4次) 追表ト設-12(4次) 追表ト設-12(4次) 追表ト設-13(4次) 追表ト設-13(4次) 追表ト設-15(4次) 追表ト設-15(4次) 追表ト設-16(4次) 追表ト設-16(4次) 追表ト設-17(4次) 追表ト設-17(4次) 仕様表 追表イ建-3-1</p>	<p>p131 p147 p469 p486 p771 p890 p901 p914 p1192 p1208 p1218 p1233 p1252 p1263 p1280 p1292 p1440 p1441 p1442 p1443 p1444 p1445 p1446 p1447 p1448 p1449 p1450 p1451 p1452 p1453 p1454 p1455 p1456 p1457 p1458 p1459 p1460 p1461 p1462 p1463 p1464 p1465 p1466 p1467 p1468 p1469 p1470 p1471 p1671</p>

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注: コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めていく。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○: 修正 -: 回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3143	<p>全般0409-5 ●P901 表へ設-1 粉末輸送容器貯蔵枠 ・臨界防止: [4.1-設1] 粉末貯蔵容器貯蔵枠の単一ユニットの核的制限値について、加工事業変更許可申請書の該当ページを示し、許可されたところによる設計であることを説明すること。 ・臨界防止、耐震、閉じ込め他: 粉末貯蔵容器貯蔵枠で貯蔵する粉末貯蔵容器について、安全機能番号(該当する場合)又は粉末輸送容器の型式(形状・強度(材料・寸法))を仕様表に記載すること。核的制限値やウラン粉末を含む輸送容器の重量等が、許可を踏まえ、求められる安全機能を満足した設計であることを説明すること。 ・その他許可で求める仕様: 許可の安重の有無の評価で、輸送容器に貯蔵されるウラン量が除かれ、原料貯蔵所は評価対象となっていない。この前提として、許可修正-19では、回転する平置き金属製のウラン貯蔵容器及び外運搬規則に適合している輸送容器については、転倒・落下等による損傷及び重量物の落下による損傷により漏えいのおそれがないことから除外する点について、許可に記載したとおり平置きとするか、当該貯蔵枠に設置する二段積が、許可の評価を踏まえた設計となっていることを説明すること。</p>	<p>・粉末輸送容器は事業所外運搬規則に適合した外運搬容器の型式を仕様表に記載します。 ・外運搬規則に適合した容器については、事業許可において核的制限値を記載しておりません。ただし、外運搬規則に適合した輸送容器である、NPC型輸送容器及びTNP-XI型輸送容器については、設計において臨界評価を行っており、p3077及びp3079に寸法などの取り扱いモデルを記載しています。 ・許可修正-19では、回転する平置き金属製のウラン貯蔵容器は、U76シリンダ、大型粉末容器、劣化・天然ウラン含有量の貯蔵容器を示しており、粉末輸送容器は外運搬規則に適合している輸送容器の中で、事業許可のP1531に2段以下で貯蔵すると記載しております。許可記載のとおり、二段積として許可の評価を踏まえた設計としております。</p>	-			-
3144	<p>全般0409-6 ●P1952 図へ設-1 粉末輸送容器貯蔵枠 ・2点鎖線で図示している粉末輸送容器について、臨界防止上の制限値、耐震評価の荷重が特定できる情報(安全機能番号、外運搬容器の型式等)を仕様表に記載すること。</p>	<p>粉末輸送容器は事業所外運搬規則に適合した外運搬容器の型式を仕様表に記載します。</p>	○	仕様表		p915
3145	<p>全般0409-7 ●P1955 図へ設-2 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所) ・シリンダ支持架台・固定ジグの構造・強度(材料・寸法)については、シリンダ洗浄枠の洗浄装置等の対応を水平展開すること。</p>	<p>図へ設-2 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)について、シリンダ支持架台、固定器具、シャフト部の評価結果の検定比最大は以下のとおりです。 ・部材: <input type="checkbox"/> ・取付ボルト: <input type="checkbox"/> 申請書に記載の部材、アンカーボルトの検定比(部材 <input type="checkbox"/> アンカーボルト <input type="checkbox"/>) に比べ、検定比が小さいため、部材及びアンカーボルトを代表して申請書に記載しています。 また、同様に図へ設-2B 回転混合機(金属容器(粉末)混合)について、本体を支持するシャフト部について評価結果は以下のとおりです。 ・部材: <input type="checkbox"/> ・取付ボルト: <input type="checkbox"/> 申請書に記載の支持脚、アンカーボルトの検定比(支持脚 <input type="checkbox"/> アンカーボルト <input type="checkbox"/>) に比べ、検定比が小さいため、支持脚及びアンカーボルトを代表して申請書に記載しています。</p>	-			-
3146	<p>全般0409-8 ●設備機器の複数ユニットの形状寸法及び位置、運搬台車の移動範囲について、臨界計算の条件と同じく保守的な配置となっていることを再確認しているか。</p>	<p>臨界計算番号1から5での臨界計算に対し、モデル作成時に対象機器の形状、位置について保守的な設定になっていることを確認しています。 また、運搬台車の移動範囲は、#3153、#3159、#3163の回答にある通り考慮し確認しています。</p>	○	<p>仕様表 表へ設-4 表へ設-7 表へ設-8 表へ設-10 表へ設-1 表へ設-9 表へ設-21 表へ設-25 表へ設-26 ユニット寸法図目次 目次 ユニット図 ユニット図 ユニット図 ユニット図 ユニット図 ユニット図 ユニット図 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書 添付説明書</p>		<p>p154 p160 p162 p166 p915 p932 p962 p964 p966 p2274 p2276 p2277 p2278 p2278 p2279 p2280 p3078 p3079 p3090 p3091 p3092 p3099 p3110 p3111</p>

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 -：回答のみ	申請書修正部分	ページ数
<p>全般0409-9 ●劣化・天然ウラン倉庫 ・第3核燃料倉庫の確認事項に対する水平展開の確認内容、確認結果を説明してください。 ・P1950 図へ配-3：出入口、方位が不明。 ・P1950 図へ配-3：許可の最大貯蔵能力を有することをどのように確認したのか説明すること。容器の設置方法(平置き)、設置範囲の寸法を記入すること。 ・劣化天然ウラン倉庫内の保管容器限場、安全避難通路や消火器、非常ベル等を設置していない。建築基準法や消防法等に基づく設計となっているか説明すること。</p>	<p>図へ配-3に出入口、方位が分かるように記載します。 ・保管容器の貯蔵可能量と保管面積から確認しています。 ・容器の設置方法は平置きです。設置範囲の寸法を機器図に記載します。 ・劣化・天然ウラン倉庫は、建築基準法、及び消防法に基づいて安全避難通路や非常用設備を設置しており、所轄消防の検査をうけて了解を得ております。</p>	○	配置図	図へ配-3 p1912
<p>全般0409-10 ●第3核燃料倉庫(追加) ・火災による損傷防止:アクセスルートは、許可及び設備の配置状況を踏まえ設定すること。 ・通信連絡設備:第25条第2項 外部との通信連絡設備の設計仕様について、許可を踏まえるように申請するが整理し、その結果に基づき設計仕様を記載すること。(該当する場合)</p>	<p>図リ非-4-3に示したアクセスルートは、事業許可の方針通り消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートであり、当該ルートには通行の支障となるものを設置しません。また、複数の出入り口から建物内にアクセスできるように定めています。本アクセスルートは、許可の(添五)-311から変更はありません。なお、図へ配-2(1/2)のクレーン位置とアクセスルートは重複していますが、クレーンはアクセスの妨げにはなりません。 (外部との通信連絡設備) 第3核燃料倉庫に限らず、どの施設で設計基準事故が発生したとしても外部との通信連絡は防災ルーム(防災組織)から行います。防災ルーム、代替防災ルーム等からの所外及び所内の通信連絡設備を整理し補正申請致します。</p>	○ (通信連絡)	仕様表	表り建-1-4 p1653
<p>全般0409-11 ●P907 表へ設-4 粉末回収・ベレット取扱ボックス 仕様表 ・前掲【確認】許可で耐震重要度分類第2類としているが、第1類と第2類の分類の考え方を説明してください。</p>	<p>耐震重要度分類の考え方はP.3159、3160に記載しております。粉末回収・ベレット取扱ボックスはP.3160の②に示す臨界安全上の核的制約値を有する設備・機器であって、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器のため、第2類としています。</p>	-	-	-
<p>全般0409-12 ●P1958 図へ設-4 粉末回収・ベレット取扱ボックスについて、 ・単一ユニットの核的制限値(質量制限)は、どの範囲のウランを対象にしているか、フードボックスと、ウランが滞留するSUS容器の合計としているのか。 ・単一ユニットの質量管理をどのように行うのか。 ・設備下部の秤量機は、安全機能を有する施設として申請しているか。 ・フードボックス上部のフィルタボックス(構造・強度)及び内蔵するフィルタ(機能・性能)が竣工申請漏れとなっている。社内チェックで申請漏れとして確認できているか。</p>	<p>・設備全体で質量を管理しています。 ・作業者が挿入前に質量を確認する質量管理です。 ・設備への挿入前に質量を確認した上でボックス内へウラン挿入後、ボックス内でウランの搬出入は行わないことから、当該の秤量器は安全機能を有していないため申請対象外としています。 ・対象のフルタイムダイヤは安全機能を持っており、竣工対象とはしておりません。フィルタボックスは粉末回収・ベレット取扱ボックスの一部として申請対象とし、前掲仕様上考慮しています。</p>	-	-	-
<p>全般0409-13 ●P909 表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 仕様表 ・機器名：コンベア(1)、(3)は、許可ではそれぞれコンベア(A)、(C)としている。許可の核的制限値等との対応が取れるよう、申請書の中で機器名称の変更を説明すること。 ・臨界防止:ウランを内包する容器を開封する場合、各部位の単一ユニットの核的制限値をどのように維持する設計となっているか。</p>	<p>・仕様表に許可との対応をとるように追記します。 ・容器から内袋を取り出し、スライドさせて他社容器に移し替える構造で、容器寸法で十分に核的制限値を維持できる構造になっています。</p>	○	仕様表	表へ設-5 p924
<p>全般0409-14 ●P1959 図へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 ・各部位のウランは、容器内で扱われます。 ・臨界防止:各部位の単一ユニットの核的制限値(形状寸法)と図面の寸法との対応、複数ユニットについて詳細した形状・寸法、配置等と図面各部の寸法に不整合がないことを確認しているか。 ・他社容器の#5の注記：他社の粉末容器等を、MNFが自社の加工施設でどのように使用するのか、加工事業許可申請書(P197他)のウラン粉末の入荷・貯蔵・出荷工程を踏まえ説明してください。 ・輸送容器内に収納し外運搬する場合には、輸送容器への収納、梱包、出荷までの貯蔵が、加工事業許可の基本設計方針に基づき、加工技術基準で求められる安全機能に係る設計を仕様表及び図面に記載し、添付説明書で適合性を十分に説明すること。</p>	<p>・フードボックス(1)で容器内の内袋を他社容器に明替え、それ以外は全て容器内で扱います。 ・図面各部の寸法と核的制限値(形状寸法)に不整合がないことを確認しています。(図へ設-5(3/6)) ・他社容器の#5の注記については、#3154の回答を参照ください。 ・外運搬する場合には、#3154の回答を参照ください。</p>	-	-	-
<p>全般0409-15 ●P912 表へ設-6 内容器用台車 仕様表 ・臨界防止 [4.2-設2] [4.2-設6] 台車の使用エリアが図臨台-1(P2309)と一致しない。図臨台-1(P2309)の台車使用エリア S11は、第3核燃料倉庫領域(1)と(2)に跨っている。 仕様表及び仕様書が図に記載した移動範囲を一致させること。また、臨界計算により安全であることが確認された範囲であることを説明すること。</p>	<p>[4.2-設6]の設置領域を、図臨台の移動範囲に合わせて「第3核燃料倉庫領域(1)及び(2)領域に設置する。」に修正します。 p3074の(a) 第3核燃料倉庫(1)領域の臨界安全評価で、第3核燃料倉庫(1)領域で内容器台車などの移動台車によりウランを移動させる場合、スクラップ貯蔵棚(粉末未用)にすべて格納され、NFC型輸送容器を10行6列2段で配置した状態が最も保守的な設定となり、この状態で臨界安全であることを示しています。</p>	○	仕様表 仕様表 仕様表 仕様表 仕様表	表へ設-6 表へ設-7 表へ設-8 表へ設-14 表へ設-18 p926 p928 p930 p942 p950



7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

No.	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 一：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
				修正箇所	修正内容	
3154	<p>全般0409-16 ●P1965 図へ設-6 内容器用台車 ・他社容器の*5の注記：NPC型輸送容器(内容器、粉末容器)を、MNFが自社の加工施設でどのように使用するの、加工事業許可申請書(P197)他のウラン粉末の入荷・貯蔵・出荷工程を踏まえ説明してください。 ・輸送容器内に収納し外運搬する場合には、輸送容器への収納、梱包、出荷までの貯蔵が、加工事業許可の基本設計方針に基づき、加工技術基準で求められる安全機能に係る設計を仕様表及び図面等に記載し、添付説明書で適合性を十分に説明すること。</p>	<p>適合性説明書、資料23設に内容器、他社容器、粉末輸送容器のハンドリング方法について説明を追加致します。</p>	○	粉末貯蔵設備	図へ設-5(1/6)	p1922
				粉末貯蔵設備	図へ設-5(4/6)	p1925
				粉末貯蔵設備	図へ設-5(5/6)	p1926
				粉末貯蔵設備	図へ設-5(6/6)	p1927
				粉末貯蔵設備	図へ設-6	p1928
				粉末貯蔵設備	図へ設-7	p1929
				添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23設	p2904
3155	<p>全般0409-17 ●P1914 表へ設-7 他社用台車 仕様表 ・内容器台車他の台車についても、不整合がある。全ての運搬台車について再確認し、確認範囲、確認結果対応方針を説明すること。</p>	#3153と同様に修正します。 #3153を参照ください。	-	-	-	-
3156	<p>全般0409-18 ●P1966 図へ設-7 他社用台車 ・他社容器の*5の注記：内容器用台車に記載の事実確認事項と同じ。</p>	#3154を参照ください	-	-	-	-
3157	<p>全般0409-19 ●P1914 表へ設-8 SUS容器用台車 仕様表 ・臨界防止、落下防止等の設計のインプットとなるSUS容器の運搬個数を明記すること。</p>	積載個数は3個以上積載できない設計となっております。その積載個数の制限は機器図で明示しております。	-	-	-	-
3158	<p>全般0409-20 ●P1918 表へ設-9 スクラップ貯蔵棚(粉末用)・リフト 仕様表 ・臨界防止 [4.1-設1] 単一ユニットの核的制限値である質量制限と減速度を複数ユニットの核的制限値としているのはなぜか</p>	スクラップ貯蔵棚の単一ユニットの核的制限値は、容器の直径としています。スクラップ貯蔵棚には、SUS容器を多数収納し、貯蔵棚も複数設置することから、スクラップ貯蔵棚の複数ユニットの臨界計算は、臨界計算番号5 p3092に記載している通り、臨界計算コードにより評価しており、この時の制限値を複数ユニットの制限値として記載しています。	-	-	-	-
3159	<p>全般0409-21 ●P1920 表へ設-10 粉末容器構内運搬車 仕様表 ・臨界防止 [4.2-設2] 運搬台車の移動範囲を明示し、臨界計算コードにより安全が確認された範囲であることを説明すること。</p>	<p>構内運搬台車が各建屋の搬送物を移し替えるために寄り付いたとき、構内運搬台車が満載であり、かつ各建屋の貯蔵棚が満載であるという保守的な条件で評価を実施しております。具体的に各領域での評価は以下の通りとなります。</p> <p>構内運搬台車は、粉末容器構内運搬車、ベレット構内運搬容器及び燃料体構内運搬車であり、第3核燃料倉庫(1)領域前室で搬送物を移動台車に移し替えています。</p> <p>p3074の(a)第3核燃料倉庫(1)領域の臨界安全評価で、第3核燃料倉庫(1)領域で移動台車によりウランを移動させる場合、スクラップ貯蔵棚(粉末用)にすべて格納され、NPC型輸送容器を10行9列2段で配置した状態で最も保守的な設定となり、この状態で臨界安全であることを示しています。</p> <p>以上の通り、構内であればいずれの場所においても臨界防止機能が維持されることを臨界計算コードで確認しております。構内を運搬する台車の運搬経路を図へ配-5として追加いたします。</p>	○	仕様表	表へ設-10	p935
				仕様表	表へ設-15	p945
				仕様表	表へ設-16	p947
				添付図面(設備目次)	目次	p1872
				配置図	図へ配-5	p1914
				添付説明書	添付説明書-設4	p3278
3160	<p>全般0409-22 ●P1974 図へ設-10 粉末容器構内運搬車(SUS容器が2列配置されているが、図面と面間距離が仕様表の複数ユニットの核的制限値として記載されていない。</p>	図へ設-10の注記の一つである、*3、に容器列間の表面間隔として30.5cm離すことを記載しております。これは評価モデルの数値です。	-	-	-	-
3161	<p>全般0409-23 ●P1922 表へ設-11 クレーン(第3核燃料倉庫)仕様表 ・取扱い核燃料物費としてUO2ベレットを追加している点について、許可からの変更点リスト(P2465)で説明しているベレットを取り扱う状態で評価している部分を具体的に示して説明してください。</p>	ベレットの状態での評価は臨界評価となります。 臨界計算番号5 p3092で、非均質体系でベレット径とピッチに関するサーベイを実施し、p3096でUO2密度10.96g/cm3の均質状態で評価することが保守的なモデルであることを確認しています。	-	-	-	-
3162	<p>全般0409-24 ●P1926 表へ設-13 ベレット貯蔵棚 仕様表 ・一般仕様 その他構成機器：金属缶は単独の安全機能番号を持っていないので、認可を受けようとする金属缶の仕様(構造、収納部の寸法、ウラン量等)、負数を記載すること。 ・金属缶の使用(移動)範囲を特定し、許可された範囲について、認可を受けたうえで使用する。 ・金属缶を使用する全ての場所で、臨界防止、閉じ込め等その他求められる安全機能を満足した設計となっていることを説明すること。</p>	<p>・金属缶は棚の一部として申請させていただいております。金属缶の仕様(構造、収納部の寸法、ウラン量等)については機器図面に、負数については仕様表にそれぞれ示しております。負数については誤記を修正致します。 ・第3核燃料倉庫内における金属缶の使用範囲は、ベレット貯蔵棚、粉末回収・ベレット取扱ボックス、金属缶用台車(2)及びベレット構内運搬容器になります。図へ設-4の粉末回収・ベレット取扱ボックスに金属缶の図を追加します。 ・金属缶はベレットを取捨するためのものであり、ベレット貯蔵棚、粉末回収・ベレット取扱ボックス、金属缶用台車(2)及びベレット構内運搬容器の落下防止設計、臨界防止設計により安全機能を満足することを、仕様表に記載しております。</p>	○	仕様表	表へ設-13	p941
				粉末貯蔵設備	図へ設-1	p1921

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分	ページ数
<p>全般0409-25</p> <p>●P928 表へ設-14 金属缶台車(2)仕様表</p> <p>臨界防止：[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置するとしているが、移動範囲の51エリアには第3核燃料倉庫(2)領域が含まれている。運搬台車については移動範囲を明確にし、申請書内で不整合をならぬように記載すること。また、許可の基本設計方針に基づき設計していることを説明すること。(他の台車も同様に対応すること)</p>	<p>[4.2-設6]の設置場所は、使用しない場合の通常の定位置を記載しています。移動範囲は図臨台で表しています。</p> <p>金属缶台車(2)は、p3076(添設設 1-2-3 表 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域で使用する台車)に示す通り第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域で使用します。</p> <p>#3153と同じく、第3核燃料倉庫(2)領域でも、ベレット貯蔵棚及び保存燃料棒貯蔵棚における単一ユニット間の相互作用については使用される台車を考慮しており、保存燃料棒貯蔵棚とベレット貯蔵棚が満たされた状態で、ロードチャンネル用台車(5)及びロードチャンネル用リフタによる搬送積み付け及び金属缶用台車(2)による搬送積み付けを保守的に評価するモデルを設定し、臨界安全であることを確認しています。</p>	—	—	—
<p>全般0409-26</p> <p>●P930 表へ設-15 ベレット構内運搬容器仕様表</p> <p>臨界防止：[4.2-設2] ベレット構内運搬容器の移動範囲を明確にすること。臨界計算コードにより安全が確認された範囲であることを説明すること。</p>	#3159と同じ。	—	—	—
<p>全般0409-27</p> <p>●P1974 図へ設-15 ベレット構内運搬容器</p> <p>仕様表に記載した取納部の厚みの金属缶を2段階みする設計となっている。複数ユニットの設計仕様を記載していない点について、臨界防止の観点から、当該積載方法が許可及び技術基準に適合した設計であることを説明すること。</p>	<p>図へ設-15に金属缶間の表面間隔として30.5cm離すことを記載いたします。</p> <p>ベレット構内運搬容器は、第3核燃料倉庫(1)領域前室で搬送物(ベレット)を金属缶台車(2)に移し替えています。</p> <p>第3核燃料倉庫(2)領域で、ベレット貯蔵棚及び保存燃料棒貯蔵棚における単一ユニット間の相互作用については使用される台車を考慮しており、保存燃料棒貯蔵棚とベレット貯蔵棚が満たされた状態で、ロードチャンネル用台車(5)及びロードチャンネル用リフタによる搬送積み付け及び金属缶用台車(2)による搬送積み付けを保守的に評価するモデルを設定し、臨界安全であることを確認しています。</p> <p>以上のように保守的なモデルで臨界安全であることから、ベレット構内運搬容器のモデルは含まれています。</p>	○	UO2ベレット貯蔵設備	図へ設-15 p1944
<p>全般0409-28</p> <p>●P932 表へ設-16 燃料棒構内運搬車仕様表</p> <p>臨界防止：[4.2-設2] ベレット構内運搬容器の移動範囲を明確にすること。臨界計算コードにより安全が確認された範囲であることを説明すること。</p>	#3159と同じ。	—	—	—
<p>全般0409-29</p> <p>●P1983 図へ設-17 保存燃料棒貯蔵棚 過積載防止板の「*1」について、形状寸法制限(取納部の厚み)との関係において、なぜ記載しているのか。</p>	積載防止板の*1は形状寸法制限を示すものではないので適切に修正致します。	○	燃料棒貯蔵設備	図へ設-17(1/2) p1946
<p>全般0409-30</p> <p>●P1289 表へ設-7 気体廃棄設備(4)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)</p> <p>閉じ込め：閉じ込めの観点から、加工事業許可(P72)の安全機能一覧に記載した「排気経路の確保」を記載していない理由を説明すること。(他にもある。)</p>	<p>事業許可での閉じ込めの機能は設工認では技術基準と照らし合わせて、「閉じ込め」「廃棄施設」「換気設備」に分類しており、6次申請での整理と整合しております。</p> <p>設工認で閉じ込めに分類したものは、</p> <p>①屋外境界を形成する給気逆流防止ダンパ[表へ設-4.5]及びその間をつなぐ給排気ダクト・ダンパ[表へ設-4.6]、</p> <p>②排気中の放射線物質を捕集して排出する高性能エアフィルタ[表へ設-4.3]及びその排出経路を形成する排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ→排気塔[表へ設-4.8]、</p> <p>③第1種管理区域の負圧を維持するための排気ファン[表へ設-4.2]となります。</p> <p>上記に分類されない排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ[表へ設-4.10])は廃棄施設及び換気設備、給気ファン[表へ設-4.1]及び給気逆流防止ダンパより下流の給気ダクト・ダンパ[表へ設-4.9]は換気設備として分類しております。</p>	—	—	—
<p>全般0409-31</p> <p>●P2119 図へ制-2 気体廃棄設備(4)：負圧確認箇所、負圧警報装置の設置場所を示すこと。</p>	6次申請時のコメントを反映し、p2119 図へ制-2に記載する負圧確認箇所と負圧警報装置の設置場所についてはp2001,2002 図へ制-2(1/2,2/2)に記載しております。また、p3337には負圧確認箇所に関する補足説明を記載しております。	—	—	—
<p>●エアモニタ</p> <p>P2210 エリアモニタ警報設備系統図</p> <p>：アンド・オア両ゲートでの警報吹鳴のパターンがあるが、どういった考えでパターン分けされているのか</p> <p>検出部、作動端の場所が離れているので、それぞれの場所を明確にするように。</p>	<p>誤警報を防止し、高い信頼性を確保するために、各エリアに設置するエアモニタは、2台の検出器を一組とし、両方の検知器が同時に警報設定値以上となったとき(アンド・オア)に放送設備から所内全域に警報が吹鳴します。</p> <p>なお、片方の検出器が警報設定値以上となったとき(オア・パターン)は、安全管理室に設置する放射線監視盤から警報が吹鳴し、安全管理員が当該場所の異常の有無を確認します。</p> <p>作動端(放送設備)は、各建物に設置されているので、各建物内における放送設備の配置の参照先(添付図の番号)を示す形で、エアモニタの配置図を修正します。</p>	○	機器配置図 添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	図手配-2 資料16設 資料16設

7次申請 初回申請書へのコメントに対する第1回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

No.	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3171	#3050, #3063 : 第2種管理区域と他の前室への水平展開の考え方を説明してください。前室に設置する通信連絡設備についても、加工事業許可の基本設計方針を踏まえた設計となっているか再確認し、設置の考え方を説明してください。	事業許可において、通信連絡設備としての電話を各建物に設置することとしております。したがって、前室を含む建物のいずれかに設置することで問題ないと考えております。	-	-	-	-
3172	#3054 : 単独で安全機能番号が割り振られていないその他構成機器(中継機等)を単独の仕様表を作成し、申請することを意図した回答ですか。この場合、第6次までに申請し、認可を受けた非常用設備や通信連絡設備との取り合いを明確にし、重複や抜け落ちがないよう考え方を整理し、補正申請に反映すること。	各建物の非常用通話設備、自動火災報知設備では各建物に設置された端末について申請していましたが、ご指摘の中継機等について別の仕様表を作成し、これまでの各建物の申請設備と対応を取った形で申請いたします。	○	変更の概要 工事の方法 仕様表 検査の項目及び方法 添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書 参考資料	表1建-1-3 資料21設 資料9	p1572 p1601 p1650 p1731 p2885 p3457
3173	#3056 : コメント回答欄 後段の記載について、保安規定で管理すると位置付けられている賞機材については、設工認申請し認可を受け、新規制基準への適合が確認され、供用開始後は、保安規定で管理すること。	拝承。 設工認で認可頂いたものは、その機能維持管理を保安規定で管理致します。	-	-	-	-
3174	#3064, #3068 【水平展開】本申請において、設備設計の前提となる各種荷重や物性値、係数等に同様の誤りがないか再確認し、確認範囲、確認内容、確認結果を説明すること。	拝承。 社内にてチェックを実施し、問題ないことを確認しております。	-	-	-	-
3175	#3064, #3068 【水平展開】内部漏水については、駆の設計が先行し、溢水源となる設備機器が後半に申請されていることから、第1次から第7次までの全体を俯瞰し、駆の設計の前提とした溢水源、溢水量に不整合がないか確認し、確認範囲、確認内容、確認結果を説明すること。	建物申請時に提示した溢水説明書の溢水量と、その後の設備の申請時に記載している設備寸法(保有水量)等に齟齬がないか確認いたしました。	-	-	-	-
3178	#3075 : 回答のあった内容が、仕様表、図面等の設備設計に記載されているか確認し、確認結果及び当該部分の申請をどのように補正するか説明すること。	が溢水防護区画境界としての安全機能を満足していることを示すため、「ケイカ」 「」が溢水防護区画により溢水防止機能を有する」旨を、「表2-1 建物の各部位の有する安全機能(付属建物第3核燃料倉庫(1/5)」(P2780)に記載します。	○	添付書類II 建屋の各部位の有する安全機能	表2-1	p2782
3179	【水平展開】先行申請した溢水防護区画の設計について、同様のボード壁を用いた設計があるか再確認し、確認結果を説明すること。	転換工場の「機械室(管理区域)と通路(非管理区域)の境界(溢水防護区画境界)」に「」 「」を使用しております(4次申請表1-3-1:P898)。「」が溢水防護区画境界としての安全機能を満足することを示すため、「」は防水密装により溢水防止機能を有する」旨を記載しています。	○	添付書類II 建屋の各部位の有する安全機能	表2-1	p2782
3180	#3078 ・廃棄設備の制御盤の被水防護カバーを申請した該当ページを記載し回答してください。	制御盤への被水防護カバーに関する設計は6次申請書のP1716,1717(表1設-気(4)、P1719,1720(表1設-気(5)、P1722,1723(表1設-気(6)、P385(図1)に記載しております。	-	-	-	-
3181	#3078 ・後半のまた書き以降については、確認範囲、確認結果を次回面談又は補正申請時に説明してください。	拝承。 別途、説明資料を作成し、ご説明致します。	○	参考資料	資料6	p3447
3182	#3079 : 加工事業許可の加工の方法(ウラン粉末入荷・貯蔵・出荷工程)に記載のプロセスと整合した設備設計となっていることを説明してください。	適合性説明書、資料23設に内容器、他社容器、粉末輸送容器のハンドリング方法について説明を追加致します。	○	添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23設	p2905
3183	#3093 : 許可からの変更点については、当該変更が加工事業許可に記載した基本設計方針に沿ったものであることを説明してください。	劣化・天然ウラン倉庫は約80m <sup>2</sup> と小さく内部に扉がない構造であるため、バッテリーで非常用照明、誘導灯が点灯している30分間に避難は可能ですが、他の建物と同様に非常用ディーゼル発電機に接続することといたします。	○	仕様表	表へ建-1-2	p859
3184	#3101 : 許可の基本設計方針を踏まえた設計であることを説明してください。	事業許可の基本方針に則ると、各建物に電話を備えることで問題ないと考えられますが、保守的に有線と無線の両方の電話を設置いたします。	○	仕様表 緊急対策設備(I) 添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表へ建-1-2 図1非-1-3 資料21建	p859 p1849 p2878
3185	#3107 : 継続使用しなければならぬ理由として、コメント回答の内容を明確に記載してください。	不定期に実施されるIAEA蔵およびNRC蔵による査察があった場合に使用する可能性があるため、P825の8行目に示す通り、回転混合機(金属容器(粉末)混合)は「洗浄残渣貯蔵設備」の一部として継続利用の申請を行っています。	-	-	-	-